

(第二類 第九号)

第百二十二回国会 衆議院 國際平和協力等に関する特別委員會議録 第九号

(五二)

平成三年十二月二日(月曜日)
午前九時四十分開議

出席委員

委員長 林 義郎君

理事 大島 理森君

理事 中川 昭一君

理事 与謝野 馨君

理事 串原 義直君

理事 逢沢 一郎君

理事 伊吹 文明君

理事 上草 義輝君

理事 小澤 潔君

理事 北川 正恭君

理事 佐藤謙一郎君

理事 鈴木 宗男君

理事 中谷 元君

理事 西田 司君

理事 藤井 裕久君

理事 町村 信孝君

理事 三原 朝彦君

理事 秋葉 忠利君

理事 小澤 克介君

理事 岡田 利春君

理事 沢藤礼次郎君

理事 元信 堯君

理事 東 祥三君

理事 山口那津男君

理事 東中 光雄君

理事 和田 一仁君

出席國務大臣

内閣総理大臣 宮澤 喜一君

外務大臣 渡辺美智雄君

法務大臣 田原 隆君

大蔵大臣 羽田 孜君

文部大臣 鳩山 邦夫君

出席政府委員

内閣審議官 兼内閣総理大臣官房参事官

内閣法制局長官

内閣法制局第一部長

内閣法制局第二部長

防衛庁長官官房長

防衛庁防衛局長

防衛庁教育訓練局長

防衛庁人事局長

防衛庁経理局長

防衛庁装備局長

法務省刑事局長

法務省刑務所長

外務省アジア局長

外務省欧亜局長

外務省経済協力局長

外務省条約局長

外務省国際連合局長

外務省情報調査局長

大蔵省主計局次長

大蔵省国際金融局長

文部大臣官房長

文部省初等中等教育局長

野崎 弘君

坂元 弘直君

江沢 雄一君

武君

小村 武君

佐藤 行雄君

丹波 實君

柳井 俊二君

川上 隆朗君

兵藤 長雄君

谷野作太郎君

井嶋 一友君

佐藤 嘉恭君

加藤 紘一君

宮下 創平君

野村 一成君

工藤 敦夫君

大森 政輔君

秋山 收君

村田 直昭君

島山 藩君

小池 清彦君

坪井 龍文君

宝珠山 昇君

関 收君

井嶋 一友君

佐藤 嘉恭君

谷野作太郎君

兵藤 長雄君

川上 隆朗君

柳井 俊二君

丹波 實君

佐藤 行雄君

小村 武君

武君

江沢 雄一君

野崎 弘君

坂元 弘直君

江沢 雄一君

武君

小村 武君

佐藤 行雄君

丹波 實君

柳井 俊二君

川上 隆朗君

兵藤 長雄君

谷野作太郎君

井嶋 一友君

佐藤 嘉恭君

加藤 紘一君

宮下 創平君

野村 一成君

工藤 敦夫君

大森 政輔君

秋山 收君

村田 直昭君

島山 藩君

小池 清彦君

坪井 龍文君

宝珠山 昇君

関 收君

井嶋 一友君

佐藤 嘉恭君

谷野作太郎君

兵藤 長雄君

川上 隆朗君

柳井 俊二君

丹波 實君

佐藤 行雄君

小村 武君

武君

江沢 雄一君

野崎 弘君

坂元 弘直君

江沢 雄一君

武君

小村 武君

佐藤 行雄君

丹波 實君

柳井 俊二君

川上 隆朗君

兵藤 長雄君

谷野作太郎君

井嶋 一友君

佐藤 嘉恭君

加藤 紘一君

宮下 創平君

野村 一成君

工藤 敦夫君

大森 政輔君

秋山 收君

村田 直昭君

島山 藩君

小池 清彦君

坪井 龍文君

宝珠山 昇君

関 收君

井嶋 一友君

佐藤 嘉恭君

谷野作太郎君

兵藤 長雄君

川上 隆朗君

柳井 俊二君

丹波 實君

佐藤 行雄君

小村 武君

武君

江沢 雄一君

野崎 弘君

坂元 弘直君

江沢 雄一君

武君

小村 武君

佐藤 行雄君

丹波 實君

柳井 俊二君

川上 隆朗君

兵藤 長雄君

谷野作太郎君

井嶋 一友君

佐藤 嘉恭君

加藤 紘一君

宮下 創平君

野村 一成君

工藤 敦夫君

大森 政輔君

秋山 收君

村田 直昭君

島山 藩君

小池 清彦君

坪井 龍文君

宝珠山 昇君

関 收君

井嶋 一友君

佐藤 嘉恭君

谷野作太郎君

兵藤 長雄君

川上 隆朗君

柳井 俊二君

丹波 實君

佐藤 行雄君

小村 武君

武君

江沢 雄一君

野崎 弘君

坂元 弘直君

江沢 雄一君

武君

小村 武君

佐藤 行雄君

丹波 實君

柳井 俊二君

川上 隆朗君

兵藤 長雄君

谷野作太郎君

井嶋 一友君

佐藤 嘉恭君

加藤 紘一君

宮下 創平君

野村 一成君

工藤 敦夫君

大森 政輔君

秋山 收君

村田 直昭君

島山 藩君

小池 清彦君

坪井 龍文君

宝珠山 昇君

関 收君

井嶋 一友君

佐藤 嘉恭君

谷野作太郎君

兵藤 長雄君

川上 隆朗君

柳井 俊二君

丹波 實君

佐藤 行雄君

小村 武君

武君

江沢 雄一君

野崎 弘君

坂元 弘直君

江沢 雄一君

武君

小村 武君

佐藤 行雄君

丹波 實君

柳井 俊二君

川上 隆朗君

兵藤 長雄君

谷野作太郎君

井嶋 一友君

佐藤 嘉恭君

加藤 紘一君

宮下 創平君

野村 一成君

工藤 敦夫君

大森 政輔君

秋山 收君

村田 直昭君

島山 藩君

小池 清彦君

坪井 龍文君

宝珠山 昇君

関 收君

井嶋 一友君

佐藤 嘉恭君

谷野作太郎君

兵藤 長雄君

川上 隆朗君

柳井 俊二君

丹波 實君

佐藤 行雄君

小村 武君

武君

江沢 雄一君

野崎 弘君

坂元 弘直君

江沢 雄一君

武君

小村 武君

佐藤 行雄君

丹波 實君

柳井 俊二君

川上 隆朗君

兵藤 長雄君

谷野作太郎君

井嶋 一友君

佐藤 嘉恭君

加藤 紘一君

宮下 創平君

野村 一成君

工藤 敦夫君

大森 政輔君

秋山 收君

村田 直昭君

島山 藩君

小池 清彦君

坪井 龍文君

宝珠山 昇君

関 收君

井嶋 一友君

佐藤 嘉恭君

谷野作太郎君

兵藤 長雄君

川上 隆朗君

柳井 俊二君

丹波 實君

佐藤 行雄君

小村 武君

武君

江沢 雄一君

野崎 弘君

坂元 弘直君

江沢 雄一君

武君

小村 武君

佐藤 行雄君

丹波 實君

柳井 俊二君

同(小沢和秋君紹介)(第四三三三号)
同(金子満広君紹介)(第四三三六号)
同(木島日出夫君紹介)(第四三七七号)
同(兒玉健次君紹介)(第四三八八号)
同(佐藤祐弘君紹介)(第四三九八号)
同(菅野悦子君紹介)(第四四〇号)
同(辻第一君紹介)(第四四二一号)
同(寺前巖君紹介)(第四四二二号)
同(東中光雄君紹介)(第四四三三三号)
同(不破哲三君紹介)(第四四四四号)
同(藤田スミ君紹介)(第四四五五号)
同(古堅実吉君紹介)(第四四六六号)
同(正森成二君紹介)(第四四七七号)
同(三浦久君紹介)(第四四八八号)
同(山原健二郎君紹介)(第四四九九号)
同(吉井英勝君紹介)(第四五〇号)
同(橋崎弥之助君紹介)(第四五五五号)
同(伊東秀子君紹介)(第四五五五号)
同(岩垂喜男君紹介)(第四五六六号)
同(橋崎弥之助君紹介)(第四五七七号)
同(細川律夫君紹介)(第四五八八号)
同(小沢和秋君紹介)(第四五八九号)
同(金子満広君紹介)(第四六〇号)
同(木島日出夫君紹介)(第四六一一号)
同(兒玉健次君紹介)(第四六二二号)
同(佐藤祐弘君紹介)(第四六三三三号)
同(菅野悦子君紹介)(第四六四四四号)
同(辻第一君紹介)(第四六五五五号)
同(寺前巖君紹介)(第四六六六六号)
同(東中光雄君紹介)(第四六七七七号)
同(不破哲三君紹介)(第四七八八八号)
同(藤田スミ君紹介)(第四八九九九号)
同(古堅実吉君紹介)(第五〇〇〇号)
同(正森成二君紹介)(第五〇〇一)
同(三浦久君紹介)(第五〇二二)
同(山原健二郎君紹介)(第五〇三三三)
同(吉井英勝君紹介)(第五〇四四四)
同(佐藤祐弘君紹介)(第五〇五五五)
同(東中光雄君紹介)(第五〇六六六)
同(木島日出夫君紹介)(第五〇七七七)

同(不破哲三君紹介)(第六一一一)
國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案の廃案等に関する請願(伊東秀子君紹介)(第四八四号)
海外派兵の新規立法反対に関する請願(菅野悦子君紹介)(第六一二二号)
十二月二日
自衛隊の海外派兵になるPKO協力法案反対に関する請願(長谷百合子君紹介)(第六五〇号)
同(小森龍邦君紹介)(第七四七号)
同(鈴木喜久子君紹介)(第七四八号)
國連連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案、國際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案の廃案に関する請願(伊東秀子君紹介)(第六五一五号)
同(五島正規君紹介)(第六五二二号)
同(小沢和秋君紹介)(第六五三三三)
同(金子満広君紹介)(第六五四四四)
同(木島日出夫君紹介)(第六五五五五)
同(兒玉健次君紹介)(第六五六六六)
同(佐藤祐弘君紹介)(第六五七七七)
同(菅野悦子君紹介)(第六五八八八)
同(辻第一君紹介)(第六五九九九)
同(寺前巖君紹介)(第六六〇〇)
同(東中光雄君紹介)(第六六一一一)
同(不破哲三君紹介)(第六六二二二)
同(藤田スミ君紹介)(第六六三三三)
同(古堅実吉君紹介)(第六六四四四)
同(正森成二君紹介)(第六六五五五)
同(三浦久君紹介)(第六六六六六)
同(山原健二郎君紹介)(第六六七七七)
同(吉井英勝君紹介)(第六七八八八)
同(外一件)上原康助君紹介(第七二七号)
同(串原義直君紹介)(第七二八号)
同(齊藤一雄君紹介)(第七二九号)
同(外五件)長谷百合子君紹介(第七三〇号)
同(小沢和秋君紹介)(第七三一一)
同(金子満広君紹介)(第七三二二)
同(木島日出夫君紹介)(第七三三三)

同(兒玉健次君紹介)(第七三四四)
同(佐藤祐弘君紹介)(第七三五五)
同(菅野悦子君紹介)(第七三六六)
同(辻第一君紹介)(第七三七七)
同(寺前巖君紹介)(第七三八八)
同(東中光雄君紹介)(第七三九九)
同(不破哲三君紹介)(第七四〇〇)
同(藤田スミ君紹介)(第七四一一)
同(古堅実吉君紹介)(第七四二二)
同(正森成二君紹介)(第七四三三)
同(三浦久君紹介)(第七四四四)
同(山原健二郎君紹介)(第七四五五)
同(吉井英勝君紹介)(第七四六六)
同(伊東秀子君紹介)(第七四七七)
同(外一件)岩垂喜男君紹介(第七五八八)
同(緒方克陽君紹介)(第七五九九)
國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案の成立反対に関する請願(小森龍邦君紹介)(第七二四号)
同(鈴木喜久子君紹介)(第七二五五)
同(東中光雄君紹介)(第七二六六)
同(池端清一君紹介)(第七二七七)
同(上田哲君紹介)(第七二八八)
同(緒方克陽君紹介)(第七二九九)
同(沖田正人君紹介)(第七三〇〇)
同(渋谷修君紹介)(第七三一一)
同(田口健二君紹介)(第七三二二)
同(外二件)長谷百合子君紹介(第七五五五)
國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案の廃案等に関する請願外一件(外口玉子君紹介)(第七五六六)
PKO法案の廃案と憲法を生かす國際協力の実現に関する請願(秋葉忠利君紹介)(第七六〇号)
同(伊東秀子君紹介)(第七六一一)
同(石橋大吉君紹介)(第七六二二)
同(上原康助君紹介)(第七六三三)
同(小澤克介君紹介)(第七六四四)
同(緒方克陽君紹介)(第七六五五)
同(岡田利春君紹介)(第七六六六)

同(串原義直君紹介)(第七六七七)
同(五島正規君紹介)(第七七八八)
同(沢藤礼次郎君紹介)(第七七九九)
同(松原信雄君紹介)(第七八〇〇)
同(元信亮君紹介)(第七八一)
同(山中邦紀君紹介)(第七八二二)
同(和田静夫君紹介)(第七八三三)
は本委員会に付託された。
本日の會議に付した案件
國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案について
國際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案について
○林委員長 これより會議を開きます。
國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案及び國際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案について發言を求められております。
この際、念のため申し上げます。
去る十一月二十七日提出の自由民主党、公明党・国民會議の修正案文及び民社党の修正案文をお手元に配付してございますので、御了承ください。
これより順次發言を許します。沢藤礼次郎君。
○沢藤委員 去る二十六日のこの委員会で、時間をお願いして質疑に参加していただきましたが、質問も不十分、御答弁も不十分という感があります。
と、幾つかの点について質問申し上げてまいりたいと思います。
まず第一は、PKO法案そのもの及びこれにかかわる強行採決について、アジア近隣の諸国がどのようにこれを受けとめているかということにつ

いてお尋ねをしたいと思います。

私の知る範囲では、各新聞あるいはテレビ、いわゆる国内世論も、そしてまたアジア近隣諸国の反応も、大要のことについては厳しく論評を加えている、こういうことに受けとめるわけでありますが、この前の二十六日の私の質問に対して、総理大臣は、アジア諸国の懸念というところから若干視点をそらされまして、PKOに日本がどう貢献するかどうかの問題にとらえているというふうな、PKO是非論の方に問題をすつとスライドさせたという感じがいたします。なお外務大臣も、アジア近隣諸国の影響、批判、反応ということからやはり答えをそらされまして、PKOが必要というときに当事国の同意を云々というふうな形で、私の質問には真つ正面から答えていただけなかったわけであります。

本日は、あの時点プラス強行採決後の国内外の世論を背景といたしまして、アジア近隣諸国がどのようにこの問題を受けとめているとお考えなのか。なお、時間の関係上質問の焦点を絞ってまいりますが、このPKO法案及び強行採決に賛意を表しているアジア近隣諸国がございましたならば、国の名前を挙げていただきたいと思ひます。

○渡辺(美)国務大臣 このPKO法案については、かねて私からも答弁をさせていただいておりますように、年配者の方々が一部不安があるというところは申し上げてございます。しかしながら、それは日本のお国がやることでありますから、それについては当然だということもあれば、慎重にやったださいというところもいろいろございしますが、それはいかないとかどうとかという国は承知しておりません。

中身がよくわからなかったということも事実でございます。国連の決定に従う、決議に従う、それから紛争当事者の同意を得なければ行かない、それからもう非強制であつて中立的な立場だ、こういうことを説明すると大体みんなわかるんですよ。したがって、私といたしましては、日本だけが独自で行動するのは困るという国がござい

ました、今言ったようなことを説明をいたしますと了解をさせていただいております。

○沢藤委員 強行採決が行われた直後のことであります。中国外務省のスポークスマンは、二十八日の会見で、「歴史的な原因により、いかなる形にせよ日本が海外派兵することは極めて敏感な問題だ。我々は一貫して日本政府がこの問題の処理に当たって慎重に事を運ぶよう希望してきて、中国の野望あるいはフィリピンにおける大使館前デモ、あるいはシンガポールにおける大クートン首相の言葉、引用しますが、「日本はいったん軍備増強を決定したら、極めて急速に実現する手立てを持っている」と警告している。「日本が最近、カンボジアでの平和維持活動参加など政治的役割の増大に熱心なことを指摘したうえで、背景として、米国の圧力と日本自身のナショナリズムの二点」を挙げている。「日本人の平和主義的な感情とアジア、太平洋諸国の第二次大戦の記憶」というブレーキ抑制要因がある「けれども、しかし、米国が孤立主義に陥って日米の同盟関係が崩壊したとき、日本が中国、ソ連、あるいは南北が統一した朝鮮によって脅迫されていると感じたときには日本は軍備増強に走りかねない」というふうな意味で、各国ともやはり懸念を、批判を表明しているわけであります。

これでもって同意を得た、あるいは賛同を得ているということになるでしょうか。具体的な国の名前を挙げてお答えください。

○渡辺(美)国務大臣 これは私は、外務大臣になる前ですが、個人的にゴ・チョクトン首相とお会いをいたしました。そのときも、まあこの問題はセンシティブな問題だというまう言葉、前の話がありまして、特に年配者の方にはそういう気持ちがあるということもお話がありました。いろいろ説明をいたしますと、それは当然のことでしょうと……(沢藤委員「国、国」と呼ぶ)ゴ・チョクトンさんはこれはシンガポールですよ。シンガポールの首相。

そこで、結局いずれの国も日本が独自の行動とすることをよくおっしゃるんですよ。それはそうじゃありません、もちろん同意がなければ、紛争している当事者の同意がなければ行かないわけですから、押しかけていくわけじゃないですから、そこをどうやってよくわかっていただかないと困ることなんです。

それから、よく日米安保、これにつきまして、ぜひとも日米安保は持っていてもらいたいと言う国が多いですね。実際は、日本がアメリカと離れて独自の行動をとることの方はいり心配があるんですよ。だから、アメリカと一緒にとか、あるいはそういう人的貢献は国連と一緒にとか、あるとか、言葉遣いはいろいろございしますが、そういうことはおっしゃっております。

それから中国におきまして、やはり慎重にやったださいというお話がございました。これも外務大臣になる以前の話でございましたが、しかし国連の要請によらなければ行かないわけですから、だから、お国は国連の五大国の一つであります、これはもう御承知のとおりですから、したがって、中国が反対という場合はもちろん行かないというところでございしますので、そういう心配はないということとはちゃんとわかってはいるんですよ、それは、実際は。

しかし、立場がいろいろございしますので、立場で皆さん、みんな物をおっしゃることも事実です。それから、まあどうこうというのではなくて、要するに慎重にお願いをしたいということですよ。それから、それはさようでございます、慎重の上にも慎重にやらないでいただきますと申し上げてあるわけであります。

○沢藤委員 今のお答えもやはりおっしゃっているんですけれどもね。私は、出かけていく当事国のことを聞いているんじゃないんです。PKO、それから強行採決ということに対して、アジア近隣の諸国がどう見ているかということをお聞きしているわけですよ。それから、これは韓国の国防白書をどこかで引

用された方もありますが、十月二十八日に発表された韓国の国防白書、「日本は政治・軍事的影響力の拡大を追求」している、「日本は攻撃的性格の防衛力に変貌」しようとしているなどの記述を載せ、日本の軍事大国化への強い警戒心を示している、こういうふうにあります。

それから、これはきのうのうちよつと手に入れたのですが、韓国で発行されている保守系の新聞、韓国語でどう読むかわかりませんが、京郷新聞というのがあるのですが、この中には「電撃通過」という言葉を使っているんですね。あの強行採決を「電撃通過」。そしてその中で、この法案の成否は戦後日本政治に大きな結節点をつくる画期的な事件として記録されるだろう、そして特に、自民党政権のいわゆる解釈改憲が、今やその限界に達している、もうその先は、いわゆる限界に到達したということ、今後の情勢変化によっては改憲が現実問題として台頭することもあり得る、こういうことを指摘しているわけですよ。それから、日本の徴兵制、核武装、海外派兵という、三つのタブーと見てきたんだけれども、今度のPKO法案が成立すればタブーの一角を大きく壊すことになる、崩すことになるという指摘もしております。

こういう指摘に対して同じ答えでしようかね。私は、少なくとも韓国あるいは中国は、PKO法案そのものあるいは強行採決には決して賛成してないという客観的にとらえざるを得ないのですが、どうでしょう。

○渡辺(美)国務大臣 強行採決というのかどうか私わかりませんが、まあそれはどうかかわりませんけれども、私は、それはスムーズに採決、平穩裏に採決されることが望ましい、これはもう申すまでもないことでございます。

また、韓国にいたしまして、日本が安保条約でアメリカと一緒にいるということについては、それはむしろ安心感があるんですよ、実際は。だから、どこかの国が、今指摘したようにアメリカからも離れて孤立した場合日本はこうなるのじゃないかというふうな、それは想像をお

しゃったんだと思いますが、そういう心配がないように、我々は日米安保は今後も堅持をいたしていきまうというのをそのために言っているものであつて、これは諸外国の方は、むしろ大多数の国は日米安保で安心していると言つても差し支えないと思ひますよ。

でありますから、日本がすぐ改憲をしてどうのこうのとおっしゃいますが、官澤内閣は改憲はやらないうちで考えていない、こう言っているわけですから、しかも憲法はこれは平和憲法で、要するに、それは確かに自衛隊という名前は憲法には載つておりません。載つておりませんが、これは必要があつて自衛隊の場合においてはそれは何ら憲法違反でないという解釈で自衛隊が昭和二十九年にできた、これも皆さん御承知のとおりなわけでありまして、しかも、自衛隊はこれは自衛隊といふことでやっておるわけですから、だから、質問の御趣旨は、ある紙に憲法の解釈がもうござりまうところへ来ていふふうなお話がござりました、それは割り切つてしまふと、日本の憲法といふものは平和憲法であつて、そして条約にはこれを守ると。日本は国連に加入をしておる、国連の中にはPKOの活動をちゃんとやるようになっておる、したがつて国連に対する協力といふものは憲法はこれを認めていふ、したがつて、我々は、重火器等を持ち込むようなことはないが、国連の中に取り決められたあのような形をとつていくことは憲法違反でない、簡単に言へばそういうことじゃないのか、そう思つております。

○沢藤委員 前回に引き続きこの問題については、明快なというか、私が納得できる御答弁をいただけなかつた、そう思ひます。という事は、結局、賛成しているあるいは支持している国の名前を挙げてくださうという再三の質問に対して、それに答えていない。という事は、私の方からすれば、これは挙げられないんだ、賛成を得ていないんだ、支持を得ていないんだということに、そう考えざるを得ません。恐らく国民もアジ

ア諸国民もそう思つていふでしょう。これは水かけ論になりますから、そのように私としては確認せざるを得ないということをお願いしておきたいと思ひます。

次に、PKO法案に盛り込まれているいわゆる自衛隊の海外派遣という事に随分集中してゐるわけですが、それからも、これが十分に国内のコンセンサスも、それから特にアジア諸国からの支持も得られない中、これが行われようとしてゐる、これは大変不幸なことでありまして、この前に、こういったことを強行する前に日本としてなすべきことが幾つかあると思ひます。そのうちの一つは、やはり戦後処理、戦争に対する賠償の問題があると思ひます。

そこで、最近特に謝罪と賠償を求める提訴の動きが出てゐるという事は、これは明らかであります。これをどのように把握しておられるか。そしてあわせて、国家賠償と民間への賠償、個人への賠償について日本政府はどう考え、どう対応してきたかということをお聞きしたいと思ひます。

○谷野政府委員 お答え申し上げます。戦後の賠償、賠償と申します場合に二とおりのことがあろうかと思ひますが、一つは日本と交戦関係にあつた東南アジアの国々でござりますが、これらにつきましては、戦後、法的な措置をとりまして、条約のもとに逐一賠償を払つて、それによつて決着したという事は先生御承知のとおりでございまして。もう一つは、日本から分離してまいりましたいわゆる朝鮮半島等でございますが、これも先生御案内のように、長い交渉の末に六五年、請求権の形でずっと議論をいたしましたけれども、結局最終的には経済協力の供与ということとこれを決着いたしました。ただいま、したがうまして残つております北朝鮮との関係におきまして同じような請求権の問題を今鋭意先方政府と交渉中であるということでございます。

○沢藤委員 答弁が一つ漏れてゐます。国家賠償と個人賠償、民間賠償の関係についてお願いいたします。

○谷野政府委員 ただいま御答弁申し上げましたようなことで、多くの国との間には、国と国との関係におきましてはこの問題はすべて決着済みというところでございまして。他方、例えば韓国のようなところで民間の間で賠償を求める声が出ておることは私も承知いたしておりますけれども、国と国との関係におきましては、この賠償の問題といふのはすべて六五年の協定において決着済みといふのが私の理解でございます。

○沢藤委員 こつちはそう思つても向うはそう思つていないということがあつたら、これはやはり外交としては大変大きなマイナスですね。最近の動向を見ますと、国に対する請求もあれば企業に対する請求もあれば、いろいろあるわけであり

ます。そういつた中で、中国の最近の状況としては、日中共同声明で放棄したのは戦争賠償である、南京大虐殺など人民に及ぼした重大な罪業に対する民間賠償については放棄してない、これが中国人民代表大會で論じられてゐることで、建議書が提出されてゐる、これがあります。

それから、日韓のことにつきましても、今お答えがあつたのですが、日韓交渉に当たつた当時の韓国外務部長官によりまして、当時は朴政権のころでありますけれども、「日本から時間をかけて賠償を取り立てるより、経済協力を引き出して、韓国経済の発展を急いだ方がいいと判断して、対日請求権を放棄した。しかし、放棄したのは国家の請求権であつて、民間の請求権は含まれていない」と言つてゐるんですね。

ソビエトとの関係で日本政府は、これは国会答弁の中で欧亜局長が答えてゐるようですけれども、ソ連に対しては、放棄した請求権は国家自身の請求権であつて、日本の国民個人からのソ連に対する請求権は放棄したのではないと言つてゐる。そうすると、日本は、韓国あるいは中国に対してはもう済んでゐることだ、こう言つておきながら、ソ連に対しては個人に対する賠償を意思表示してゐる。この矛盾はどうなんでしょう。

○柳井政府委員 お答え申し上げます。

ただいま先生から日韓あるいは日ソの間におけるいわゆる請求権の処理の問題についてお触れになりました。また、中国との関係についても御指摘がございましたが、いずれにいたしましても、例えば日韓請求権、経済協力協定におきましては、両国間の問題といたしましたように、先ほどアジア局長から答弁ございましたように、国家及び国民の請求権の問題は「完全かつ最終的に解決された」といふふうに規定してゐるところでござい

ます。また、日ソにつきましても、一九五六年の日ソ共同宣言におきまして、これは具体的には第六項でございまして、これは「日本国及びソヴェト社会主義共和国連邦は、千九百四十五年八月九日以来の戦争の結果として生じたそれぞれの国、その団体及び国民のそれぞれ他方の国、その団体及び国民に対するすべての請求権を、相互に、放棄する。」といふふうに規定してゐるわけであ

ります。他方、中国につきましても、これは御案内のとおり、日中の国交正常化をいたしました際に、中国の方から「戦争賠償の請求を放棄する」といふことを宣言してゐるわけでございます。これも御案内のとおりでございますが、日中共同声明の第五項におきまして、「中華人民共和国政府は、中日両国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。」といふふうに規定してゐるわけでございます。

○沢藤委員 全くいふゆる外交官的な答弁だと思ふんですね。新しい事象として、中国あるいは韓国、さつき申し上げたから繰り返しません、これは国家に対する問題であつた、個人に対する賠償は放棄したんじゃないということを言つてゐる、このことに対してどうこたへるかということがある。

そこで、確かに外交ということになれば外務大臣が行くとかあるいは局長が行つていろいろ話をします。外交辞令という言葉がありますから、かなりやわらかく言ひますか、コンセンサスを得るような方向でいろいろ話し合はれるということ

理解できますが、しかし、本日に日本の外交あるいは日本の政府として大事なものは、パブルとは言いませんけれども、おふろに例えれば、上の方が熱い、下の方に冷たい水が残っているという、その国民の全体としての感情なりあるいは請求の動きなりをどうとらえるかということに心を配らなければ本日の外交にならないし、本当の友好関係の樹立にはならないと私は思う。

私は中国には何回か訪問しました。社会党の正規の訪問団としても参りましたが、例えば熱烈歓迎ということ、いわゆる指導者が拍手をもって迎えてくれる。これはうれいことなんです。ただ、村落に入っていくと、その指導者が私たちの入っていくマイクロスコープに向かって一生懸命手を振る、あるいは手をたたき、そして周辺にそれを同調を求めようとする、しかし、しんと静まり返っている。ひょっとと向こうを見ますと、暗いうちの中から年とったおばあさんといいますが老婆がじいっとこっちを見ている。その目つき、目の色の本当に言うに言わぬ暗さ、これが私は民衆の心だと思ふんです。ですから、外交、今聞きますと、はいこれは文書で決まっています、もう決着済みです、しかし、それで片づいていない両国間の感情があるという事実をどう受けとめるかということなんです。外務大臣、お願いします。

○渡辺(美)国務大臣 感情の問題は御指摘のとおりだろうと。したがって、我々も中国初め戦争をやった国については、大変な苦痛を与えて、被害も与えたと、申しわけなかったという気持ちも持つておりますし、そういう表現をしておるわけでありす。しかしながら、国と国との間で将来の日中友好のために賠償を放棄するという事になったわけですから、それは困ります、私わしていただきたいというわけにはいかないのです。しかし、日中友好のためにというのですから、私も賠償を放棄されても、できるだけ協力するところは協力しなきゃならぬというつもりでやっております。

まあ民間の賠償の要求というのも個人的にあるというのはあるでしょう。しかしながら、日本政府とすれば、やはり賠償金を払うという事は国民にそれだけ大きな負担を与えるということでございます。賠償が大きければ大きいほどいいというわけにはいかない。やはり国民の負担というものを考えれば、話し合いがついた中で、我々は相手も理解してくるぎりぎりのところで妥結をしていくことが政府の建前じゃないか。まあ、個人的に訴えてこられるものを阻止することはできないでしょう。できないでしうけれども、国の間でもうこれで終わりというところの決まったものを、さらに政府が取り決める乗り越えてそいつに対して対応していくということには私はいかなものかと思っております。

○沢藤委員 日本外交の姿勢がよくわかりました。これをドイツ、アメリカ、カナダなどと比べますと、民間にも補償している。こちらから申し入れている。そして、大体金額にすれば、今お金の話が出ましたけれども、七兆円を超える賠償の内容になっているわけですね。アメリカだって、カナダだって、やっているわけですよ、個人に対して。もう決着済みです、しかし、それで片づいていない両国間の感情があるという事実をどう受けとめるかということなんです。外務大臣、お願いします。

うか、微妙に軌道修正をなさった、私の質問に対して。こういうことで、日本外交というのはどういうんだらう、人間の心を失った外交というのはどういふことだらう。条文、法解釈、厚い法令集、それをもって答弁し、それでどうももう終わったんだ、済んだんだと。よく聞かえてきますね、なあに済んだことじゃないかと。しかし、それは人間の声じゃありません、悪魔のつぶやきです。ドイツと日本の違いということをもう少し検証し、検討してみただけでいい。これは私は外交の基本的な問題として、いざ訴訟が出てくるわけですから、それに対する対応については、これはきちんとしていたいただきたいということを申し上げておきたいと思ひます。

時間関係で次に進ませていただきます。P.K.O.の前にやるべきことということで、私は今戦時賠償の話をしてしまつた。もう一つは、やはり国としての、あるいは国会としての、あるいは首相としての謝罪あるいは反省あるいは不戦の誓い、何回も触れまして、それが必要だと思ふ。このことについてはこの前も質問したのですが、はつきりした御答弁はいただけなかった。これもやはりドイツを引き合いに出すわけですが、ワイマール憲法、あの有名な演説に對比して、日本の政治、日本の哲学というのでしようか、あるいは価値観というのでしようか、こういうものの差が余りにも目立ち過ぎています。ですから、主體的にこっちは終わったんだといつても格差がある、ギャップがあるといふことは事実なんです。その事実は客観的な事実として受けとめなきゃならぬ。それをどう埋めていくかということに、私は国際派と言われる宮澤総理、そして人格非常に温かい渡辺外務大臣、これからの対処というものについて、国民が、世界じゅうが、特にアジア近隣が見守っているということをお忘れなく対応していただきたいと思います。

が望ましいというふうな意味を言われておりますね。そのことはそのとおりですか、そうお考えですか。

○渡辺(美)国務大臣 御質問が時々あるのでございますが、これは私は前提がありまして、皇室の問題でございますから、政府が一方的に決めるようなことはできません。しかしながら、中国からぜひ訪中してほしいという話があつて、正常化二十周年の節目で、そういうような気持ちもよくわかりますから、できることならばそういう方向でお話ししてみるのがいいのかなという程度の感じを持っておるわけでありす。

○沢藤委員 私は、むしろ外務大臣の発言を前向きに拝見し、受けとめたわけですが。先ほど申し上げましたとおり、中国との往來の体験の中で何人かの中国の要路の人といふのでしようか、要人の方ともお話し合はする機会があつたのですが、中国の方の率直な気持ちは、日本における天皇は象徴という存在ですから、あるいは若干受け取り方が違ふかもしれませんが、やはり日本を代表する人といへば一番、中国の人は天皇を想起していますね。そして期待しています。私は、これは非常に大きな区切りでもあります。太平洋戦争五十年でもありますが、やはり韓国、あるいはいわゆる朝鮮半島の国、中国、そういったところにはおおいでなつて、あるいはもちろん総理大臣も行かれるのでしようか。オランダの女王がおいでになつたときの歯切れの悪いような、恐らく外務省と宮内庁が苦心してつくつただらう表現、不幸な出来事とか何とかといふより、むしろすっきりと御本人の気持ちでもって訴えられるということの方がよろしいんじゃないかという気がするので、これは中国の人と話し合つてみての感じですね。

昭和という時代の一つの歴史の中での出来事ですから、それが昭和から平成にかつたという区切りの時期でもあります。ですから、ここはやはり率直に日本としての反省、それに基づつて意思表

示というものはなさった方がいんじゃないか、
こういうふうに思うのですが、これは総理から御
答弁願えますか。

○宮澤内閣総理大臣 この問題につきましての政
府の考え方は既に何度かお答えを申し上げたとお
りでございますが、また、例えば今年の五月に当
時の海部総理大臣がシンガポールにおいてそれを
明確に言われましたように、折々の機会におきま
してそのような遺憾の意を政府としても表明をい
たしておるところでございます。

○沢藤委員 この前もそういう、その程度とい
いますか、その範囲、非常に狭い範囲の答えしか
ただけないということ、私は日本国民一人とし
て大変残念に思います。今の天皇は私と余り年
齢が違っておられませんが、恐らくいろいろな体
験、感想はあると思います。私は余り詳しくは触
れませんが、一つの区切りをつけたいとい
うお気持ちはあるんじゃないかとあえてそんなく
いたします。このことをひとつ総理、胸に刻んで
おいていただきたいと思ひます。

PKOの前にやるべきこと、軍縮があります。
こういう東西対立という図式、枠がなくなった時
期、今こそチャンスじゃないだろうか。軍縮に対
する意思表明、具体的なプログラムの提示、世界
に対する、あるいはアジアに対する、日本は平和
憲法を守るんだ、軍事大国にはならないぞと何回
もおっしゃっているわけだ。そのあかしがないか
ら不安になっている。大国化しているんじゃない
かという不安がアジア近隣には特に強い。これに
対する一つの答えとして、軍縮の意思とそのプロ
グラムを明確にする必要があると思うのですが、
いかがでしょうか。これは外務大臣ですか。

○宮下国務大臣 御答弁申し上げます。
たびたび申し上げるに、また、当委員
会で議論がございますように、国際情勢がこのよ
うにデタラシといいますが、冷戦構造が終結した
しまして、しかもアメリカ・ブッシュ大統領の核
兵器についてのイニシアチブが発表され、ソビエ

トの方でもこれに呼応するというようなことで現
実にその方向に向かっていることは大変好ましい
ことでございまして、私もとてもこれを十分
考慮に置きながら今後の防衛政策を考えていくと
いうことは当然でございます。

しかしながら、一方、現在の自衛隊の整備の方
針と申しますか、基本理念は、先生のたびたびの御
指摘にありますように、軍事大国にはならない、
専守防衛である、非核三原則、あるいは徴兵制は
さきお話しもございましたがしない、そういう基
本的な大きな枠組みのもとに我が国の防衛力の整
備を図っているわけでございます。それからこの
我が国の防衛力の水準が他国に脅威を与えるよ
うなものであるかどうかという点については、あ
るいは見解が先生とまた分かれるかもしれませんが
が、私もどなたもいたしましては、これはたびたび申
し上げておりますように防衛計画の大綱、これは
五十一一年につくられたものでございまして、平和
時において我が国として独立国家として必要最小
限度の自衛力はどうかあるべきか、そういう理念を
大綱にまとめまして、この大綱に基づきまして現
在の中期防衛力整備計画が定められております。

そして平成三年度はその初年度としてこの整備
が行われているわけでございます。決して通常
言われるような脅威対抗、相手が相当な兵力、武力
を持っているからこれに対抗せよとならぬという
ことではございません。あくまで日米安保条約の
もとで、そして我が国が必要最小限度の自衛力を
保持するというところで整備をやっているわけでご
ざいますから、今世界のこういう傾向があるから
という直ちに我が国の防衛力の水準をどうのこ
うのというとはございせん、あらかじめ平和
和時ににおける防衛力の水準を定めたものというよ
うに私もどなたも理解しておりますので、その点は御
了解いただきたいし、また防衛計画の中におきま
しても、こうした国際情勢あるいはそういうたも
のを勘案して三年後には見直し、この二十二兆七
千五百億円の範囲内で修正を行うことも、これは

中期防衛力整備計画に規定いたしております。し
たがって、私もどなたもしては、こうした情勢を反映
すべく今後検討を重ねてまいりますけれども、
おっしゃられるように直ちに我が国の防衛力の削
減というのは当たらないのではないかと思ってお
りますので、その点は御理解いただきたいと存じ
ます。

○沢藤委員 この問題につきましては、世界史的
な視点から、来るべき世紀は一体どういう世紀な
のか、こういうことの基本的な認識というので
しょうか、考え方に大きく左右されると思うので
す。このことについては後でもう一度触れま
す。一たん先へ進ませていただきたいと思ひま
す。

PKO以前に日本のなすべきことの次の問題と
して、学術研究、基礎的な技術のレベルアップ、
それによって海外への技術協力あるいは学術の提
供、留学生、こちらから出ていく、外国から日本
に迎える、こういった体制が極めて重要だと思
うのです。

そこで文部大臣にお聞きしたいのは、今の日本
の大学の基礎研究をする非常に重要な部門を背
負っているわけですが、今の施設設備というものは
極めて貧弱だと思ひます。それに対する国の財
政投資も諸国に対して、外国に対してとてもじゃ
ないが文化国家です、学術、技術をもっと貢献す
る国家ですと云えるような内容じゃないと私は認
識しているのですが、文部大臣、いかがですか。

○鳩山国務大臣 先生御指摘の点は、残念ながら
実際の状況がそのようになっております。我が
国の高等教育をどのように考え直すかということ
は大学審議会でも盛んに御審議をいただいている
点でございますが、例えば高等教育機関全体で非
常に施設設備が老朽化をして、これから基礎的な
研究を、基礎科学を充実していくためには相当な
設備が必要であるというのに、既に老朽化したよ
うなそうしたもののしかないという大変残念な面が
ございまして、また政府、国家機関全体でどの程
度の研究開発費、例えばGNP比で考えることも

可能かと思ひますが、そういう観点で考えましても、
私もどなたも科研費とかフェローとかいろいろや
つてはおりますけれども、先進諸外国に比べまして
そのGNP比率もかなり低い水準にとどまってお
る。そういうことで基礎科学ただ乗りの論のよう
な、そういう批判を受けることもあることは大変
残念でございます。日本は教育大国でなければ
ならない、文化大国でなければならぬというふ
うに私は考えておりますが、今後そのような条件
整備を懸命に図っていく、あるいは教育予算とい
うものについての国会全体あるいは政府全体の御
理解をいただく中で、日本の学問、学術あるいは
科学技術が世界に貢献をするということがこれか
らは大変重要だと思ひます。

○沢藤委員 今文部大臣からお答えいただいたの
ですが、お答えの中にGNPに対しての財政の投
入云々というお話がありました。日本、アメリ
カ、イギリス、ドイツ、フランスという五つの国
の中で研究費がどのぐらい支出されているかとい
うことの数字を見ますと、GNPに対する比率は
日本が最低であります。お話しにならないくらい低
いということなんです。

こういった状況の中で、PKOに一生懸命執念
を燃やしておられる、その熱意のほどをこうい
った学術研究の方に向けたならば、もっともと多
くの国々から喜ばれると思うし、日本のためにも
なると思う。このことについて私は強く要求をし
たいのですが、総理のお考えをお聞きしたいと思
ひます。

○宮澤内閣総理大臣 いわゆるR・アンド・Dに対す
る支出、GNPとの比率でございましてけれども、
我が国の場合は民間のそのための支出はかなり高
い水準にございますけれども、御指摘のように政
府の貢献はまことにどうも十分でない。殊に、こ
れがいわゆる予算編成についてシーリング制をと
りました結果、文部省関係の予算の非常に大きな
部分が人件費であるということから、そのような
基礎研究等についての支出が結果として圧迫をさ
れることになっているということは事実でござい

ます。

これはやはりシーリングというものの一つの大
事な役割を果たしてまいりましたけれども、他方
でそのような弊害を生ずる、長年やっております
と、というものの一つの例であらうと考えており
まして、長期的にはやはり直していかねければなら
ない問題がそこにあるというふうに考えており
ます。

○沢藤委員 留学生の行き来の中で、外国から日
本に來られた留学生の嘆きというのがあるわけ
です。大変苦しい、生活も苦しい。それから住ま
いも大変な状況だ。それから、研究費その他研究施
設設備ですね、こういった指摘が非常に強いので
す。これでは国際交流あるいは国際協力の名が廃
るわけでごさいます。これは時間がもうありま
せんので文教委員会でも改めてやりとりしま
すけれども、今総理大臣の御答へ、これをぜひ敷衍
して、今の日本の持っているすぐれた技術力ある
いは研究体制というふうなものを世界の平和のた
めに、あるいは海外諸国との交流、協力のた
めに、最大限發揮できるように体制をとっていただきた
いというのを強くお願いをして終わりたいと思
います。うなずいておられますので肯定をしてい
ただいたというふうには理解をいたします。

次に、今のことに關して私はぜひ外務大臣その
他のそれぞれの大臣にも申し上げたいのですが、
国が一体どういう基本姿勢で近隣に對して、ある
いは国際社会に對して貢献をするかというそのポ
イントが実は問われているのだらうと思うので
す。今皆さんの勢いでP R Oだ、P K Fだとい
うことで集中している。これは私は、少し視野を
広げて肩の力を抜いていただかなければならな
いと思うのです。

私は先ごろ、ヨーロッパに文教委員会の視察に
行かせていただきました。オーストリアの教育
省、つまり文部省ですね。次官の方、その他の局
長の方とお話し合いをする機会があったのです
が、最後の場面であらゆる自由懇談の中で、私は
ぶしつけだと思つたけれどもお聞きしたのです。

オーストリア、あなたの国はE C加入を今望んで
おられる。E Cに期待するところは非常に大きい
だらうと思う。と同時に、あなたの国はE C諸国
に對して何をもつて貢献せんとするやというふう
な質問を試みてみたわけでありました。直ちに返
てきた言葉が芸術、文化ですという答へでした。
これが日本だったらどうでしょう。金と鉄砲で
す、では余りにも寂しい。この哲学の欠如が私は
寂しい、悲しいんです。やっぱり別なせりふで平
和です、學術です、文化ですと言えぬ国でありた
い、このことを申し上げておきたいと思ひます。

時間の關係上、次に進ませていただきます。
最後になりましたが、さつきも防衛庁長官のお話
もありましたけれども、これからの日本を一体ど
う進めていくか。そのときに、世界の歴史はどう
動いていくだろうかということに対する深い洞察
がなければ私にはだめだと思ひます。その中
で、今申し上げたP K O論議に熱中するよりも
もつと前にやるべきことがあるのじゃないか。反
省、謝罪の問題、国会決議あるいは総理大臣の演
説の問題、戦争の補償の問題、軍縮の問題、平和
的手法による国際貢献の一つとして學術、文化の
問題、そして今触れませんでした後でちょっと時間
があったら触れたいけれども、例えば経済協力です
ね。これはE Cが一つの大きな私は見本、手本に
なると思うのです。ユーラシア大陸の西端ではE
Cということ、いわゆる経済協力体制というの
は着々と進んでいる。しかし、そのユーラシア大
陸のこっちの端では、もちろん国の事情もあるで
しょうけれども、なかなかこれが進む展望が開け
てきてない。

しかしその中で、北東アジアの経済圏というこ
との問題がクローズアップされてきてまして、日本
では環日本海経済圏と言つていてるようですね。日本
も、日本海という表現がどうかかわりません、そ
れこそ国際時代ですからね。朝鮮半島の方からい
えば東海、東の海と言つていてるようです。そう
いった国際的な感覚もにじませながら、いわゆる
環日本海経済圏構想にどう日本が参加し、協力で

できるのか。参加というよりは協力ですね。この問
題もあるわけですね。

以上申し上げた幾つかの問題が前提となつて、
そういう基礎の上に国際協力の舞台が築かれ
る。その上に日本の外交姿勢というものを打ち出
せる時期というのはいくぶん進んでいる状況の中
で、何かしらP K Oだけに一生懸命頑張つてい
る。何が何でも自衛隊を海外に派遣するんだとい
う、海外派遣法というふうには呼んでますよ。これ
は私が言っているだけじゃない。海外の新聞もそ
う呼んでいるのです。この事実が外務省だつてお
わかりだらうと思う。そういうふうには——いや、
違ふとおっしゃる。そう見ている国外の人、
我々が友好關係を樹立しなきゃならない相手国が
そう見ていないという現実がある。

そこで、非常に気になることは、一生懸命P K
O、自衛隊海外派遣ということに集中しておられ
るという姿が周囲から指摘されているわけです。
例へば、これは前にもちょっと引用したのですけ
れども、P K O論議の中で余り論議されてない
部分、それは、国際貢献という旗印を掲げなが
ら、日本政府はP K Oへの参加を政治大國への踏
み台としようとしている、そのシナリオがあるの
だということの指摘があるわけです。これは非常
に重要な指摘だと思ひます。これは、
先日、特集番組でテレビ放送になった中で、シン
ガポールの人の発言でございまして、世界は軍
縮、日本は軍縮、不気味だ、大國外交への野心、
全く反省していない、アジアの忠告に耳を傾け
ない、そんな国になつていくことを心配
しているのです。

それから、そのテレビ番組の、今度は日本の外
交面である程度責任を持つておられる方の発言、
やりとりをお聞きしますと、常任理事國に對する
希望というのか執念が非常に強いわけです。そして
湾岸戦争のときを例に出しながら、金を出しても
口を出せないもどかしさというのを告白なさつ
ている。請求書ももらつて払うだけ、意思決定に

参加できないというふうな表現もなされてる。
つまり、これは裏を返せば、今度のP K Oは、世
界の舞台に大國として名のり出る、その一つのあ
かしとしてほしいのだという本音がそこに見える
ような気がするのです。多くの人が指摘している
のです。このことを私は本音として本音はお聞き
したいのです。恐らく答へは見えるような気がし
ますけれども。

ただ、国際化社会、国際化時代、国際主義とい
う場合の国際、これをどうとらえるかということ
にまた若干論議があるのです。それはインター
ナショナルイズム——インターというの、それぞ
れの、お互いという意味もあるそうですが、埋
葬する、葬り去るという意味もあるのだそうで
す。つまり、ナショナルイズムをある程度抑える。
それよりもインター、つまり国際社会の方にスタ
ンスを、重点を置くというのが国際主義だらうと
思ひます。それはそれのとおりなんです。た
だ、今の日本外交のやり方を見ていると、国際
主義、国際社会に出たいために、国、國家主義あ
るいは國粹主義、日本の國はという意識が見えて
くる。これは私の指摘であります。同時に、他
の國の指摘もあるわけです。

ですから、私は、心配しているのは、なぜ今自
衛隊なのか、この根本に對して答へがなかなか
返つてこない、なぜ今なのか、なぜ自衛隊でなけ
ればならないのか、それでなければ国際貢献はで
きないのか、国際社会に顔向けができないのか、
その突き詰めた答へをお聞きしたいのです。

○渡辺(美)國務大臣 國はどの國も、外交は、國
益と國益のぶつかり合いというのはいくらある
のです。日本も國連に参加をして長い間やってま
いりまして、それでこれだけの經濟大國にもな
り、前はG 5といつて日本がその中に入つており
まして、カナダとイタリアは入つてなかつたので
す。それがG 7に最近では入つてきた。日本を除
いて世界の貿易とか經濟とかをやるやうとして
てももううまくできないということも事実。この
こと自体、國民はそんな經濟大國、G 5に入つて

けしからぬと言ふ人はいないと私は思うのです。だから国連に対する分担金等も相当なものをお願い——国連は経済だけやっているわけじゃありませんから、文化も環境も、いろいろなことをやっているでしょう、軍縮の問題もそうでしょう、そういうときに日本国民が、そういうような政治的な発言力を日本が持つのは、それはいいじゃないか、あるいはあるかもしれないが、少ない、少ないんじゃないかな、私はそう思うのです。

したがって、問題は、国連の常任理事国に参加をして、政治的な面で、発言の中心が問題でしようけれども、立派な発言をして、世界のリーダーシップをとってほしいという気持ちは国民にみんなあると私は思います。だから、政府はG7に入るようないろいろな努力を世界にすることは何ら不思議じゃない、当然のことじゃないか、私はそう思っております。

○沢藤委員 私どもの考えとはかなり距離があるということを確認せざるを得ません。

なぜ、今自衛隊なのか。一年前、国連平和協力法案が廃案になった後、たしか三党合意というのがありました。あの中では、自衛隊抜きなんだ、こういう合意をなさった。それが、ことしは何が何でも自衛隊となっている。これは一体なぜでしょう。何がそう変えさせたのか、それをお答えください。

○宮下国務大臣 お答えを申し上げます。

私の理解する限りでは、昨年の国際協力法案におきましては、これは多国籍軍が国連の決議によりまして行動を起こしたときの後方支援問題その他の活動、PKO活動ですね、これを主たる任務としたものでございまして、当時の議論におきまして、自衛隊を派遣し、この紛争に巻き込まれる、本体の紛争に巻き込まれるおそれがあるのではないかと、危険性があるのではないかと議論が一つの大きなポイントでございました。しかし、今回のこのPKO法案におきましては、まさにたびたび言われておりますように、また法律に明記されておりますように、紛争当事国

の合意それから派遣国の同意、中立的な立場である、しかも武器使用はもう非常に限定された、いわば正当防衛、緊急避難的なものに限定する、また我が国の自主的判斷によってこれに対応するわけでございますけれども、現地におけるそういう武力紛争的なものに巻き込まれないために、この我が国の中絶あるいは撤退があり得るというように枠組みでございまして、この点は昨年の法案との違いを私は感じます。

そして同時に、何が何でも自衛隊と先生おっしゃいますけれども、そういうことではございせん、これは、先ほど二十一世紀に向けての理念についてのお話もございましたから、ちょっと私の意見を申し上げさせていただきますけれども、既に我が国は、三十二年におきまして「国防の基本方針」というものを定めてございまして、その中に四原則がございまして、第一原則は、まさに国連協力をうたっております。そして当時の情勢で、防衛の基本方針として、「国防の基本方針」としては、第二は民生の安定、第三に必要最小限度の自衛力の保持、そしてまた第四に、国連がその当時まだ有効に機能してございまして、したがって、国連が有効に機能するまでは米国の安全保障体制によって維持するという四原則が、これは明確に三十二年に定められております。

私は、これだけの年月が過ぎましたけれども、しかし、思いを新たに、やはり日本の防衛に於いての基本精神は当時から確立されておったものと理解しております。そして、現在の情勢に即応しましてきちとやっていかないと、いかぬなと思うのでございまして。

そして、先生が、PKOで何が何でも自衛隊派遣ということだけがなぜここで強く主張されるのかという点につきましては、これは蛇足でございますけれども、これからの政策選択の中で、幅広い私は選択があり得ると思いますが、その中の有力なものとして人的貢献が今御審議を願っております法案でございまして、いわばそういう立場の中で積極的にPKOに御議論いただいておりますわけ

でございます。私もこの法案の正当性、それから、これからの国連外交の中で非常に重要な法案だという意識に基づいて議論させていただいておりますので、ひとつその点は御了承いただきたいと存じます。

○沢藤委員 時間があと十分ということですので、この問題については若干の意見を申し上げます。次に進ませていただきます。

いわゆる日本の世論といいますが、あるいはマスコミ論調を見ますと、変わってきたなと思うのが、湾岸戦争が一つの契機だったような気がするのです。これは多くの人も指摘してございます。ただ、この湾岸戦争がなぜこのくらい大きな日本の進路を左右する、あるいは平和憲法にかかわる大きな選択の動機たり得るかどうかわかることについては私は意見を異にするんです。あなたの方のパーティー、党の中のある方が週刊朝日の対談でございまして、おっしゃられました。湾岸戦争、これは石油権益というものがやっぱり背後にあったんじゃないか。私もそう思います。もしあそこが石油産出地域でなかったならばあの戦争はあのような形であったらどうか、これは歴史が、歴史家が後で裁くことだと思います。

そういったこととか、あるいはブッシュ大統領が世界の正義のためにやらなきゃならないんだと言ったあの開戦のとき、一月の十七日でしたか、あのときはなぜ開戦を待つことができなかったか、なぜ待てないか、それは世界が待てないからだとおっしゃいました。そして三月一日ですか、あの停戦のときに何とおっしゃったかというのと、米国の威信は保たれたと言っているわけですね。そこに大きな違いがあります。世界という言葉の使い方と米国の威信という使い方ははしくも開戦と停戦のときにあらわれてきている。こういうやりとりが客観的に、あの湾岸戦争は一体何だったのか、まあ後で触れますけれども、歴史の大きな流れの中に一体どういう意味を持っていたらうか。

それよりも、私たちが目を奪われなきゃならない、目を注がなきゃならない大きな問題があるんじゃないか。それは冷戦構造の崩壊だ。これをどうとらえて、二十一世紀にどう日本は選択をするかというところの方がすごく大きなことだと思うのです。五十年、百年のサイクルの問題だと思っております。湾岸戦争は私は、歴史上は三年、五年のサイクルの問題だ、そう思います。そういった歴史的な見方というのをもう少し研ぎ澄ましていただきたいということを申し上げて次に進みたいと思います。

最後の質問になりますが、いわゆる私たちは、二十一世紀の主人公に対して私たちの政治、日本の国をパトナッチしなければなりません。総理も外務大臣も私も、間もなくこの世の中から姿を消します。しかし、間違いない二十一世紀の主人公になるのは、今の青年、少年あるいは幼年、これから生まれてくる、これが二十一世紀の主人公なわけですね。つまり私たちは、二十一世紀の主人公から預かっている、非常に大きな荷物、責任を預かっている、そのときに今の選択が彼ら、彼女らにどのような評価を受けるかということを重く考えなければならぬと思うのです。目の前の選択、先ほど私あえて申し上げました、大國へ、大國への野心あるいは憲法九条を消していく野望、この二つがエネルギーになっていると私は思っているのです。それが果たしてどっちが正しいかというところは、やはり来世紀に、歴史の判斷にまづよりほかありません。それにこたえるような判斷を私たちはしなきゃならないのです。

私は、トインビーが循環説というのを出していただきました。そのほかに、ライトとかウォラスティンという数々の歴史学者が戦争、平和に関する周期説、循環説というのを提起しております。その中でトインビーの平和、戦争の循環説というのが非常に大きく扱われているわけですが、これは、大体百十五年周期で平和と戦争が繰り返される、今第四循環期に入って全面平和の時期に入っているというところで、本当はもう少し時間かけて申し上げたいのですが、十八世紀というのは、これは

九

られたわけですから、おけががなくて、私たち、大変御同慶の至りです。

さて、もう一つその混乱に関して私申し上げたいことがあるのですが、実は、私どもが理解しておりましたこの委員会の採決を急ぐ、最終的には強行採決を行う。ただし、私たちは、少なくとも私個人の見解からは、採決が行われたということとは、どうしてもこれを納得することができません。実質的に、委員長の声も全く聞こえませんでしたし、修正案の内容もわからなかった。さらに、だれが委員であって、一体どういうふうな起立をしたのか、あるいは賛成の意見を表示したのか、そういったところで、審議の方法としては決定的に欠陥があったと思います。したがって、その採決があったということは、私はどうしてもがえんずることができないわけですが、その採決を急いだ理由として、時間がない、そういうことがあるんだというふうに理解をしておりました。

しかしながら、結果としてああいう事態が起こった、その結果として、きょう具体的に審議が行われている、ここで会議が開かれている。結果論になりますけれども、前提を幾つか変えれば、本日は時間があった、きょうまで審議ができた。だから、混乱を委員会で起こすかわりに、委員会においてより長期に、より詳細にさまざまな点にわたって審議をした上で、例えば混乱がなく二十七日以降審議が行われて、その結果きょうの会議が開かれている、そういうことも恐らく私は可能だったと思います。

その際に一体どういうことができたか、それを考えますと、このような重要問題については、私は、まず十分審議を尽くすということが大事だと思ひますけれども、その具体的な内容として、このPKO法案について私たちが審議の中で感じてきましたことは、一つは、まず事実の問題、事実認識の問題で非常に大きな隔たりが、政府とそれから野党あるいは一部の委員の間にあるということです。

この問題に関しては、意見の違いではありません

んから、例えば委員会として独立して調査団を国連に送ることによって事実の確認をすることができると。そうすればこの矛盾は解消した。そうしたその事実の上に立って今度は十分な審議を行えば、ある程度の時点では、恐らく最終的にはこれは価値判断の問題である、あるいは意見の違いであるというところに行き着いたと私は思います。そういうプロセスで、国民に十分な理解をしてもらった上で委員会で採決をする、それは最終的に世論を十分に反映したものというふうになったのではないかと、私はそういう気がいたします。すべての法案についてそういう慎重な態度をとることはできないかもしれませんが、しかしながら、私たちすべてがここで認識していることは、このいわゆるPKO法案というものは日本の国全体にかかわる問題である、日本国の将来にかかわる非常に大きな問題である、その認識では私たちがすべて一致していると思ひます。そういう重要な問題について、私が今申し上げたような事実の確認と、それから、論点を煮詰めて最終的に私たちがここで採決をする、その対象は価値判断の違いである、あるいは意見の違いであるというところ、事実問題の認識の差がそこに入ってくるようなことのないような審議を尽くすべきではなかったか、そういうふうに思ひます。

この点について、総理大臣は先日、政府すなわち行政と、それから委員会、立法とは機能が違うんだ、別物なんであるということをおっしゃいましたが、その観点から、この委員会の審議のあり方として、私が今申し上げたようなことが、実際的には仮に無理であるとしても、ある程度理想といたったことを考えると、そういう方法で審議が行われて当然であるというふうにお考えだと思ひますが、一言その点について所感を伺ひたいと思ひます。

○宮澤内閣総理大臣 私の上申しましたと伝えられることについて御指摘がございました。実は、廊下を歩きながら記者諸君との問答でありましたために、私の申そうとしたことが十分徹底しなかつ

たうらみがございます。

私が最初に申しましたことは、委員会において各党の委員の方々、熱心に皆様のベストを尽くされたというふうには自分自身は拝見をしているというところを申しました。政府はどういう責任かと言われまますから、政府としては十分御審議に協力をして、最大限の誠意をもって御説明を申し上げたつもりだということをお申しました。さらに、しかし委員会のこの運営について政府はどう思うかというところでございまして、それは、国会の運営ということについては行政府があれこれ申すべきことではないと思ひ、こういうことが私の申しした趣旨でございます。

私どもとしては、ただいま秋葉委員の御指摘の点につきまして、国連との関係におきましても、委員会の御意向に従いまして国連当局と再度折衝をするというふうな努力もいたしまして、最大限の誠意をもって御審議におこたえをすべく政府としての努力をいたしたつもりでございます。我々としては、十分の誠意をもって、また時間的にも十分な時間をかけて御審議をいただけるような対応をいたしたというふうに私は存じております。

○秋葉委員 残念ながら、その判断について私は総理と同じ考えではありませんけれども、一応私の申し上げた趣旨は御理解いただけたという感じがいたします。

それで実は、その二十七日の混乱ですけれども、どうも与党あるいは野党、野党の中でも特に社会党の動きを後でテレビで見えておりますと、反省する点がたくさんあるような気がいたします。自民党の一年生議員諸君が、同僚諸君が非常に、いわば統制のとれた動きをしていたかのように見えたのですが、それに反して社会党の方は余り規律がなかった。その理由の一つは、社会党の方にはきちんとした指揮官がいなかったからじゃないかと私は思っておりますが、防衛庁長官、仮にあれば、例えあ程度の混乱では済まないと思ひま

すけれども、例えばあ程度の混乱に自衛隊が巻き込まれる可能性というのは十分にあるわけですが、その場合に、自衛隊の隊員であればより肅然と規律を乱さずにきちんとした行動がとれたんではないかと、そういう印象を私はあの二十七日の夜にここにおりまして感じたんですけれども、防衛庁の長官として、その自衛隊の最高指揮官としてあれをどういうふうにごらんになったか、防衛庁長官、一言お願いいたします。

○宮下防衛大臣 御答弁申し上げます。

秋葉先生が二十七日の件に言及され、あの混乱の責任は社会党の方にもあったという御指摘、私は本心に率直に聞かせていただきました。しかし、これは委員会における運営でございまして、あくまで、先生としてはそういうお気持ちで今後のイメージをされたかもしれませんが、私どもは、決してそういう混乱状況の中でこの平和的な任務を遂行するというのを考えておるわけでもございせんし、そして法案の建前もそうなっておりますし、今後の訓練もきっちりとしたものとしてこの法案に則したやり方で平和目的を達していきたいというふうに考えておりますので、委員会のあいつたことについては、先ほど総理があるいは委員長が残念だという一語に尽きるような御発言もございましたけれども、私どもも、こういう論議は重要であるだけに、本心にあいふ終末は私としても余り、何といひますか、賛成しかねるといひますか、院のことでございすけれども、そんな感じを持っております。

○秋葉委員 私がまず反省すると言ったのは、社会党の方としてはやり方がまずかったなということと率直に申し上げたので、混乱の原因というのは、私はやはり委員会全体として負うべきものだと思います。特に自民党、社会党、その両方ともあるわけですが、委員会全体としての責任というところが私はあると思ひますので、やはりその点は委員会として、先ほど申し上げましたようにきちんとして国民に釈明をする必要があると思ひます。各党ごとの反省、国民に対する釈明というの

それは各党ごとに自発的に私はやるべきものだと思いますけれども、それは別に委員会としての立場があつていいというふうには私は思っておりません。

実は、その二十七日の混乱ですが、あの混乱の中で、実は社会党の中にも指揮官と呼ばれるような人はおりませんでしたし、恐らく自民党の方でもなかったはずだと思います。あつてあんなことをされちゃ困ります。しかしながら、おのずから指揮官らしき人物が登場した。やはり混乱の中にはどうしてもそういう人物が必要になつてくる。その光景を、私はビデオを何回か見ましたけれども、はっきりと確認することができました。

すなわち、PKOを派遣する、そして正当防衛を行わなくてはならないような混乱状態が生ずる、そうすると仮に、意図としては個人の判断に任せる、指揮は行わないということになつても、そういった混乱状態でも本能的に指揮官が登場して規律のとれた行動をとる。そして例えば社会党の議員を委員長に近づけない、あるいはPKOの場合だつたらまた別のことになるかと思ひますが、そういった指揮をとることになる。そういった場合に、おのずから生じた指揮官が、正当防衛のためにという条件をつけても結構ですが、撃つというようなことを一言一語お認めになる。その場合にはそれは当然のことだからといってお認めになるんでしようか。それとも、それは指揮権をそういう形で使つてはいけないというのをあくまで厳守して、その指揮をとった人間に対して当然の処罰といふべき措置をおとりになるつもりか。防衛庁長官、お願いします。

○宮下国務大臣 お答え申し上げます。

先生の今の御指摘は、先ほど申しましたように、当委員会における運営のイメージと我々の自衛官を派遣した場合のイメージとの重なり合うところもあるだろうという御認識で率直な御意見だと私も拝聴いたしておりますけれども、私どもは、この法案に定められておりますように、あくまで平和目的であり、そして武器の使用につきま

してもたびたび申し上げておりますように、個人の主体的な判断で実行するというところでございまして、これは大変重要なことでございまして、私どもは、これからこの法案を成立させていだけますならば自衛隊の部隊としての派遣があるわけでございますから、まあ今訓練に訓練を重ね、そして個人の武器使用についてもいろいろの面で厳重な訓練をやっておりますけれども、この法案に沿った形で私は訓練をし、そして隊員に、この平和協力業務というのはいかなる機能を持ち目的を持って行っているんだということを十分自覚をさして、そしてまた隊としての行動、これは武器使用以外では隊の統一的な行動をとるの当然で、そのことによつてこの任務が達成されるわけでございますから、そういったものもろの訓練をこれから派遣する場合はきちっとやっていきたい、このように存じております。

○秋葉委員 きちんとした訓練をするから、例えば指揮官を行つてはいけないところでは絶対に指揮を行わない、そういうお答えだというふうによつてよろしゅうございませうか。

○宮下国務大臣 今先生が御指摘になった点は、武器使用の点に関し、そしてまた従来議論されておりますように、束ねるという言葉はございませんでしたが、指揮官が積極的に武器使用を命ずるということがあるのではないかと御想定のようにお伺いできますけれども、私どもはあくまでそうでございませんで、自衛官個人個人が判断をしてやるといふのが法律の建前で、これは厳守していかねばなりません。しかし指揮官が、たびたび申し上げておりますように、個々の隊員が武器使用が正当であるというように主張された場合であっても、現場における経験豊かな指揮官が、いや待て、もう少し慎重な上にも慎重にやつた方がこの当面の紛争に巻き込まれないし、いいんだというふうな御判断があり得る場合があるでしょう、そういう意味で、そういう場合には隊員が武器の使用を判断しようとしても、まあこれは従来おね

意味で武力使用を抑制していくことはあるだろう、こういうことを申し上げておるわけで、決して部下がそういう状況でないにもかかわらず隊長が撃つというふうなケースを私どもは決して想定はいたしておりません。

○秋葉委員 そのお答えは何度も伺つております。私が今伺つておるのはその答えられたことではなくて、要するに前提を変えてくださいということをお願いしているわけですが、それは起こらないことになつていて、起こることを想定してはいないだらうけれども、可能性としては指揮官が具体的に撃つ—それがどのような状況であるかということはあえて問ひませんが、個々の隊員がやはり自分の判断で撃つような気持ちになつてい

きもあるかもしれない、そうじゃないときがあるかもしれない、しかし、実質的に行動として指揮官が撃つと命令をしたという前提を置きましよう、私はその前提の上で質問しているわけですが、そういう事態が起こつたときに、その指揮官に対して、それは事情によつて違ふかもしれないけれども、ともかく、正当防衛の場合だつたら正當防衛として認めて一切問に付すのか、あるいは、そういった指揮官をどうしてはいけないことになつてくるのか、だからその指揮官に対して何らかの処分をするか、どちらにするのかということをお伺いするので、どちらになさるわけですか。

○宮下国務大臣 たびたび申し上げておりますように、指揮官がそういう命令を積極的に行ふことは私どもは想定をいたしておりません。もしかしそれが不当な部下に対する指揮の発動等とございませうればこれは是正しなければなりません。その是正の方法等については、過日も警務官の話等も申し上げましたけれども、これは自衛隊の中における自制的な抑制力によつてきちつとやるし、そういう事態にならさないために徹底した訓練をやるといふことを先ほど来申し上げておるわけでございます。先生の御想定のような事態は私にはあつてはならない、そしてまた、あつてはならない

いように隊員の訓練をしっかりとすることが必要だと考えております。

○秋葉委員 大変申しわけないのですが、私の質問に答えてください。私はあつてはいいい、いけないということを言っているのじゃないんです。前提をはっきり設けて言っているんです。前提、指揮官が具体的に撃つてはならないことをやつたときにどうなるかというふうな言っているわけですよ。人を殺してはいけない、これはあつてはならないことです。しかしながら、万人を殺した場合にどうなるかというのは法律でちゃんと決めてあるわけじゃないですか。そういった担保がない限り、人間です、神様じゃないんですから、あつてはならないことをする場合が非常にある。だからこそ法律が必要なので、だからこそ今ここで議論をやっているわけじゃないですか。それに答えてください。

○宮下国務大臣 お答え申し上げます。

それはたびたびここで議論がございまして、十七条に該当する場合にのみ他人に危害を加えることができるわけとございまして、それ以外の場合にはだめだということをはっきり法律で書いてあるわけとございまして。

○秋葉委員 指揮官が、小隊長でも結構です、小隊長がなしてはならない指揮をした場合に自衛隊法の何条が適用されるのですか。「罰則」の中で、百二十二条の防衛出動の場合ですか、それとも、それ以前の治安出動の場合ですか。そのどれが適用されるのかを条文を引用してお願ひします。

○宮下国務大臣 条文のことでございまして、防衛局長から答弁させていただきます。

○坪井政府委員 お答えいたします。

自衛隊法の第九章「罰則」の中の百十九条に、「正当な権限がなく又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者」という規定がございまして。この罰則が適用されると思ひます。

○秋葉委員 それは科料あるいは懲役三年以下で

すね、罰が。百二十二条の防衛出動の場合には懲役七年以下です。これは防衛出動の方が当然適用されるのじゃないですか。

○坪井政府委員 お答えいたします。

防衛出動が命ぜられていて、それでございませんで、こちらの方の規定の適用になるというふうなことでございまして。

○秋葉委員 そうすると、指揮をしてはいけないことになっている、それがPKOの原則です。なぜ指揮をしてはいけないのか。それは武力行使と武器使用ということについて憲法の九条に抵触するおそれがあるからだというふうに私は理解をしております。しかしながら、指揮官がそのPKOの取り決めあるいはこの法案の中で了解されている事項を犯して指揮をとった場合には、具体的に憲法違反が起こるわけでしょう。憲法違反が起こる場合がなぜ防衛出動と比べて罰則が軽いのですか。懲役三年以下あるいは罰金、科料ということじゃありませんか。憲法というのは宮澤内閣においてはそれほど軽い意味しか持たないのですか、総理大臣。

○坪井政府委員 お答えいたします。

今先生、憲法違反ということで御言及になりましたけれども、我々自衛隊の職務はこの自衛隊法によって規制され、またそれによってやっておりますこととございまして、私どもとしては、今のような先生の仮定のケースとしましては恐らくこの百十九条の話になるであろうというふうな考えております。

○秋葉委員 ですから、答えられないことはわかっていますから総理大臣に伺ったわけです。要するに宮澤内閣の見解として、百二十二条を適用せずに百十九条を適用する、そして防衛出動の場合の規則違反よりは罰則が軽いという判断でよろしいわけですね。宮澤内閣の憲法に対する意味づけというのはその程度のものなんですかというのを確認しているわけです。

○工藤政府委員 お答えいたします。

ただいま防衛庁の政府委員の方からお答えがござい

ましたように、百二十二条はあくまでも防衛出動命令を受けた場合の規定でございまして、百十九条は一般的な、三年以下の懲役という規定でございまして、百二十二条に該当するといふふうないわゆる構成要件の該当性というものはそこにはございませんで、したがって、罰則だけで申し上げるならば、今の百十九条というお答えが正しいだろうと思っております。

○秋葉委員 それはわかっております。わかっていまして、その上で憲法九条を犯したという重大な、いわばそういうことが私は意図的に起こらないことを願っていますし、ここで質問しているのは現在の自衛隊の隊員の方々がそういうことをやるというふうなことを念頭に置いているわけではございません、万が一そういう事態が起こったというところから、私の質問をそのまま自衛隊に対する侮辱だというふうに解釈していただいている困るわけですね。万が一そういう事態が起こったときに私はこれは非常に大きな事件だというふうに思っています。それに對する法律の適用を、例えば一つの可能性としては法律を改正すればいいわけでしょう。現在のPKO法案に法案の修正をつけてもいいわけでしょう。そういうことを何もやらずに機械的に百十九条を適用するといふのは、これは一つの憲法に対する判断の反映としか考えられません。ですから、憲法はそんなに軽いものなのかというのを伺っているのです、それに對しては総理に答弁をお願いいたします。

○宮澤内閣総理大臣 先ほど法制局長官並びに政府委員からお答えしたところで私は足りておると思いますが、そのようなことが起こらないというために自衛隊法でも罰則が設けられているところとございまして。

○秋葉委員 大変申しわけないのですが答えになっていないのではなかつたかと思っておりますけれども、まだほかに幾つか大切な質問がありますので、その点についてはまた後で戻ってやっていきたいと思っております。

一つは、もう一つこの点について、百十九条というところですけれども、懲役三年以下ということなんですけれども、そうすると、具体的に例えれば百十九条が適用された例、今まで自衛隊が海外に出ているいろいろな活動をしている、そのことは国民はよく承知しているわけですが、例えば南極観測というのがそうであり、それから外国において射撃の練習をしているというふうな事態がございまして、そういう場合には、この百十九条を適用する、あるいはそれ以外の規律上の措置をとらなくてはならなかった例というのがこれまで自衛隊の中にあったかどうか伺いたいと思っております。

○宮下国務大臣 私もその点は気になりましたから一回お尋ねしたことがございまして、本日の軽微な事案は一件くらいあったようですが、その詳細につきましては担当局長から御説明申し上げます。

○坪井政府委員 お答えいたします。

先ほど来お答えしている中で、百十九条の適用につきましては、これは国内におきます自衛隊法の適用の関連で一般論として申し上げておるわけとございまして、当然外国におきます場合にはいろいろな、先般来外務省の方からお答えになつておりますように、その受け入れ国との協定とかあるいは国連との取り決めとかそういうようなことによつていろいろ規制されることになるだろうと思っておりますが、今の事例の件につきましては、その指揮官の不正使用、不当に部隊を指揮したという件につきましては、

○秋葉委員 要するに、指揮命令系統に関連したそういう問題ではなかつたというふうな理解してよろしいわけですね。

○坪井政府委員 どうも失礼いたしました。質問を十分あれしております。

現在、先ほど御指摘のあったようなことで派米訓練であるとか遠航とかいろいろなこと自衛隊が海外に行つておる場合がございまして、大体海上自衛隊の場合には警務官が二、三名同乗して行くということになっておりますが、過去の例では

○秋葉委員 この指揮命令系統について、実は日本には戦前非常に悪名高きといふ有名な軍隊があった。そこでの海外における活動にやはり非常に大きな問題があったことは、沢藤委員その他我々が指摘してきましたし、これはもう十分理解されていることだと思っておりますけれども、その旧帝国陸軍、海軍における海外におけるこういう不祥事についての措置というのはどういうふう

に、先ほど御指摘の例はございまして、先ほどから御指摘になっておるようなことにつきましては事例がないというふうな御理解いただきたいと思っております。

なっていたのか、それについて伺いたいと思います。

○坪井政府委員 お答えいたします。

旧軍のいろいろな刑法あるいは秩序維持等々のことにつきまして、必ずしも十分勉強しておりませんので、常識的なお答えしかできませんが、旧軍におきまして御案内のように陸軍刑法とか海軍刑法あるいは軍法会議といった軍独自の法律とか制度がございました。それで、その中にはもちろん国外犯の規定であるとか、あるいはまたいわゆる秩序維持に当たる憲兵といった制度がございまして、それも、もちろん現在の自衛隊の部内秩序の維持に当たる警務官等に比しまして、はるかに行政警察の権限とかあるいは司法警察の権限等々大變幅広い権限を持っていたというふうに承知しております。

しかしながら、具体的な違反事例の、どんなものがどんなふうになっているかにつきましましては、ただいまそういうデータを持ち合わせておりませんので、勘弁していただきたいと思います。

○秋葉委員 具体的な事件で、これは歴史の時間にだれでも習うというわけではありせんけれども、かなりよく知られた事実がたぐさんございまして、非常に残念なことには、もう文部大臣いなくなっちゃいましたけれども、日本の歴史教育でこういったことがきちんと教えられていないというところも問題だと思いますが、幾つか指摘をしたと思います。

皆さん御存じのように盧溝橋事件というのがありました。それから、日中戦争の始まりとなった柳条湖の事件というのがございました。これはいづれも関東軍、その関東軍下にある将校あるいは何人かの軍人が、ある場合には統帥権を侵して、ある場合には参謀総長の命令を受けずに、具体的には指揮権を持たずにこういった行動を起こしました。それに対して、軍としてもあるいは政府としても、陸軍としても懲戒権を行使しておりません。こういった非常に大きな事実に対して懲戒権を行使しないのであれば、一体懲戒権は何のため

にあるのか、それを問わざるを得ない。つまり、名前としては懲戒権があるにもかかわらず、戦前の日本軍においてはこういった世界史を動かすような非常に重要な場面において、懲戒権が一番意味を持つ場面において懲戒権を使っていない。

しかも戦後の自衛隊においても、今お話があったように、懲戒権ということとは自衛隊の派遣に關して全く問題になっていない。にもかかわらずPKOの問題に対してはなぜ政府は懲戒権にこだわっているのか。実質的には意味のない懲戒権にこだわって、最終的にはPKOをそのことによって派遣するということ意図だけしか考えられない。私にはそう思われますけれども、一体懲戒権にこれほど、実質的には歴史的にも、そして現在の自衛隊の海外派遣という観点からも意味のない懲戒権になぜそれほどこだわっているのか、総理大臣、お願いします。

○宮澤内閣総理大臣 先ほど戦前の盧溝橋の出来事あるいは柳条湖の事件について御指摘があった。その場合、軍の懲戒権が発動されていなかったという趣旨のお話がございました。

これは歴史を顧みることになるわけですが、当時の憲法のもとでいわゆる統帥権というものがある。そしてそのもとに我々はついに敗戦に至る道をたどるわけでございますから、その問題は戦前の我々の国のあり方についての反省としては十分に考えなければならぬ皆さんの問題を含んでおります。しかしながら、そのことと

戦後の我が国の制度のもとに、自衛隊であるあるいはその他の公務員であれ、国家公務員等々の懲戒権というものはこれはまたなければ官吏の秩序というものは保てないわけでございますし、そういう制度をもって官吏が間違いない行動をするということの担保をする、このことはもう当然入り用なことであって、戦前にそういうものが働かなかったがゆえに戦後もそういうことがルールであっていいというふうには私は到底思えませんが。

○秋葉委員 時間がありませんので、その点について、懲戒権の問題、懲戒権にこだわって日本が国連のPKOに参加する場合に事務総長の指揮下に入らないということであれば、それは前回の質問の場合にも申し上げましたように国連の発動としての自衛隊の海外派遣であって、それは専守防衛という自衛隊であるいは政府のこれまでの見解から逸脱することになる、そのことを改めて強く申し上げておきたいと思っております。

それから、これもまた万一の場合を想定しての質問になるわけですが、このPKO活動、特にPKFの活動において、派遣された自衛隊員が万が一不幸にして命を落とす場合ということが当然考えられるわけですが、その場合の国としての補償をどのように考えておられるのか。これは自衛隊員だけではなくてその他の公務員、さらにはボランティアが平和協力隊員として行くことも考えられるわけですから、総理大臣、そういった場合の国の対応ということをきちんと説明していただきたいと思っております。

○野村政府委員 お答え申し上げます。

一般の国際平和協力隊員につきましては、国家公務員災害補償法による補償が行われます。自衛隊派遣隊員でございます自衛隊員につきましては、この法案の十二条八項及び十三条三項によりまして防衛庁職員給与法によって災害補償が行われることになっております。この防衛庁職員給与法は国家公務員災害補償法を準用いたしております。したがって、先ほど申しました一般の国際平和協力隊員と同様の補償が行われることとなります。さらに、これは特に、紛争に起因します政局が不安定な、安定してない地域において、危険な環境のもとで職務に従事する場合もございまして、隊員への賞金や金についても検討を進めていこうと思っております。

○秋葉委員 ただいま、PKOが華々しく海外に出ていく、しかもその任務の遂行中に不幸にしてその隊員が亡くなるというような場合に、非常に国民的な同情心といえますが、そういったものが高揚する可能性というのは十分考えられるわけ

すけれども、その際に、政府の対応として、同情心をうまく利用してと言ふ言葉が悪くなりますけれども、あんなに大変なことをやってお国のために命を落としたにもかかわらず、一体政府は何をやっているんだ、自衛隊は何をやっているんだということ、我が国民の命を守るために、それでは自衛隊を重武装で出動させようとか、あるいは今回の法案を改正して、そういった場合には護衛部隊が出ていくようにしようとか、あるいはそのためには憲法改正が必要だから憲法改正をまずやっちゃろう、いろいろな段階が考えられますが、そういった国民のある意味での期待あるいは純粋な同情心といったものを悪用して、現在考えられているPKO法案、これをエスカレートする、あるいはさらに、自衛隊の海外活用といいますが海外での自衛隊の能力活用ということをもっともっと推し広げていく、そういったことは私は絶対にやってはならないことだというふうに思っています。

その点について、仮にこういった万が一不測の事態があった場合においても、政府は、きちんとした補償はそれはするけれども、同時にきちんとしたけじめのある態度をとって、絶対に自衛隊が海外に出ていくことがこれで歯どめがかかるように、PKO以外の活動に自衛隊を出したり、それから、この法案を例え一年二年先に修正することによって活動内容を広範囲にしたり、そういったことが絶対にないということをここで確認しておきたいと思っております。

総理大臣、お願いします。

○宮澤内閣総理大臣 前段の問題につきましましては、万が一不幸にしてそのような犠牲が生じた場合には、十分な償いをいたさなければならぬというふうに考えます。

後段の問題は、そういうことがあってはなりませんので、例えば隊としての行動が阻害されるような場合には、国連のSOPはともかくとして、我々としては、その場合には武器の使用をすることとはできないという自制的歯どめをかけておると

いうようなことも、ただいま秋葉委員の言われましたような危険を少なくするための配慮でござい

ます。
○秋葉委員 将来、この法案を改正するかどうか、自衛隊の海外における活動、その範囲を広くするかどうかということについてはお答えになりませんかというところについてはお答えになり

ませんでしけれども、お答えにならないという

ことは、当然そのような可能性は考えているとい

うことですね。

○宮澤内閣総理大臣 ただいまお答えいたしましたことから十分おわかりいただけたと存じました

が、隊の行動が阻害されるときに、国連のSOPであれば武器を使用するということを認められて

おるわけですが、我々はそのようなことはやは

り不測の事態に発展しかねないというほど用心

してこの法律案を考えておるわけでございますか

ら、秋葉委員のおっしゃるような心配は、ひとつ

私どもとしてはさらさらないように処置をしな

きゃならないと思ひます。

○秋葉委員 お答えのコンテクストのとり方に

よって意味が二様あるいは三様にとれるようなお

答えですので、これは大事な点ですのでもう一度

確認いたします。

私はPKOの派遣についてだけ言っているの

ではなくて、万一このような法案が成立した時に、

そして自衛隊が海外に出ていく、人が死ぬ、そ

ういった場合に、それをこれにしようとして自衛隊が

どんな海外に出ていくようなことを考えている

のかどうか、そのあたりの、そんなことは考えて

いない、PKOの活動だけにしか自衛隊は出さな

いんだ、その線引きがここではっきりしているか

どうかという決意をぜひ伺いたいということを

お認めになつておるわけですね。自衛隊法を将来

改正してそのような方向に持っていくお考えはお

ありますか。

○宮澤内閣総理大臣 そこまでおっしゃるのなら

ば、我が国には憲法があるということをお申し上げ

ればそれで足りると思ひます。

○秋葉委員 実は今のお答えは大変私お待ち望ん

でいた答えですが、実はその憲法が、ただ単に解

釈によつて、しかも五年を経ない間に、あるいは

昨年以後の憲法解釈によつてこんなに簡単に変

わつていくわけじゃないですか。そのところを

国民が憂慮している、あるいは我々が大きな危

惧を持っているわけですね。その憲法に対する考

え方をもっときちんとして、だれにもわかるよう

に、しかも不動で、それが微動だにしないような形

で政府がはっきりと決意を示していただければ、我

々こういう心配をしなくて済むところなわけでは

す。ですから、憲法に關してもう一度宮澤総理が、

この憲法九条の平和主義と、それから憲法前文に

も盛り込まれている平和主義、これをきちんとして

いくという決意を今ここで一言お願いいたしま

す。

○宮澤内閣総理大臣 いわゆる國權の発動として

の武力行使はしない、我が國の防衛は専守防衛で

あるということは何度も申し上げたとおりで、私

はそれを守つてまいります。

○秋葉委員 時間がございませんで、専守防衛

についてこの委員会でも何度も問題になりました

けれども、その点についても実はまだ十分な理

解とそれから決着がついていないと思ひます。こ

れについて、機会があればまた續けて質

問させていただきますと思ひます。

次の質問に移ります。

このPKO法案、もともと國連中心主義という

ことで出されてきたわけですが、その國連

の分担金の支払いについて先日質問の中で外務

省の方からお答えがありました。分担金をきちん

と払っていないのは、為替の変動があつて、その

為替の変動を見て一番有利なときを選んでこれを

出しているからだという趣旨のお答えがありまし

た。

しかしながら、私はその為替の変動についての

資料を持っておりますので、外務省の方に

お願いをしておりますが、その時点では手に入

りませんでしたのでその後調べてみました。ど

うも為替の変動だけを見てみると支払い時期と

まいぐあいには合致しない。つまり、為替の変動

を見てそれで分担金の支払い日を決めていたんだ

と、当然払われてもよきところには払われて

いないという事実が出てまいりました。この点に

ついて、当然その対外支払いの基本方針といつた

ものがあると思ひますので、その点を伺えば疑問

が氷解するかもしれないと思ひます。

大蔵大臣いらしておりますので大蔵省に伺いた

いのですけれども、その対外支払いを行う場合

に、為替との関連で一体どのような基準があるの

か。つまり、為替のレートが変動する場合にその

見通しをある程度行った上で支払いを行うのか、

それとも固定レート制といったようなものがある

のか。固定レートであれば、どのくらいの期間に

おいてそのレートを調整するのか。また、この対

外支払いの基準が國連への支払いに対しても適用

されるのか。その辺について簡潔に御説明いた

けたらと思ひます。

○小村政府委員 お答え申し上げます。

為替相場が年度途中で経済動向等により変動す

るものでございまして、まず私も、予算編成

上一定のレートを設定いたしましたので、それで予算

措置をいたします。ただいま御質問の支払いの段

階でございまして、予算レートで一応政府間取引

等による、端的に申し上げると日本國內に口座

のないものは支出官レートで行います。その他の

ものにつきましては、それぞれの省庁において執

行していただく場合には、その時点における実勢

レートで対処していただく、こういうふうになつ

ております。

○秋葉委員 わかりました。

その中で、それでは外務省の何回か行った支払

いを見てみますと、これが一番いい例になるかと

思ひますけれども、一九八九年九月二十日に支払

いを行つておりますが、そのときの為替レートを

大体見てみますと、これが八九年の九月です

から、実はそれは今から振り返つてみますと一番

安の時点であつた。当然、例えばこれは円でそれ

をドルにして払うということを考えれば、一番円

高のときに払うのが一番得だということはおわか

りいただけたと思ひますが、その一九八九年の九

月二十日という時点は、その一九八九年の九

月の初めの時点で百四十五円ぐらいだったのが八

月、九月と下がつてきて、約百五十円近くに円が

下がつていた時点ですけれども、そこで払つてい

る。この間のあれですと、得をするようにとい

うのですけれども、一番損をしていく時期に払つ

ている。これはどういふことですか。

○丹波政府委員 過去七、八年、私も先生の御指

摘がございましたので調べてみて、全貌の数字を

全部持つていくわけではございませんけれども、

傾向といたしましては、今大蔵省の方から御説明

があつた支出官レートよりも円高に傾向がなつて

いる場合には、時期的には早い段階で國連に分担

金の支払いをいたしております。ただ、支出官

レートよりも円安になつてきた場合にはどの時点

で払うのがいいか、それから、当然ずっと円安が

続きますとその不足が生じるわけで、それを今後

の予算でどう手当てしたらいいかということをお

察しながら、様子を見て現実に支払いを行うとい

うことで、結果としてその時点が非常に円安に

なつていくというところ、それは排除されな

いと思ひますけれども、今申し上げたような理由

で時期を見ながら支払い時期を決めてきていると

いうことではございませう。

○秋葉委員 大変申しわけないのですが、これ、

後で参考資料としてマスコミの方にも國民の方

にもお見せします。後になって、げすの後知恵とい

う言葉があつて我々には適用される言葉だと思ひますが、聰明な外務省の方々が為替レートの動きを見て一着有利になるときを選んでやったに於ては余りにも結果がお粗末だと言わざるを得ない。非常に残念なことなんです、そうなんです。

ところで、その一九八九年九月二十日に国連に支払いを行いました。その年に外務大臣が国連に行つていますけれども、それはいつのことですか。

○丹波政府委員 一九八九年には、外務大臣がニューヨークに滞在しておられましたのは九月の二十三日から二十九日までです。

○秋葉委員 それから、ことしになりましたが、九月二十四日にことは国連に対する分担保金を払つていますが、ことしも外務大臣は国連に行かれました。何日ですか。

○丹波政府委員 ことしは、外務大臣がニューヨークに滞在しておられましたのは九月の二十一日から二十五日までです。国連演説は九月の二十四日でございますけれども、先般先生にお答え申し上げましたとおり、それから今もちょっと私の方から触れさせていたございましたけれども、国連に完済した日付がいつも九月ということではございませんで、五月とか四月ということがあつたことも事実であることは先生御承知のとおりだと思ひます。

○秋葉委員 今申し上げましたように、完済した期日をすべて取り出しているわけではなくて、およそ支払いの、三月の末というのの年度末ですから、これはある意味で理解できることなんです。それが、それ以外の支払い日の半分以上、外務大臣あるいは総理大臣が国連に行く直前を選んで、あるいはその近くを選んで、日本にも貧しい時代がありました。そのころは、あしたPTAがあるから、せめて授業料ぐらゐは何とかやりくりして持つていっておかねばと恥ずかしからというので、両親が無理をして授業料を払つたりPTAの会費を払つたという時期がありました。そう

いう理由だったらわかりませんが、日本はそんなに今困っているわけではないんじゃないですか。にもかかわらず、これは要するに札束で、国連が金不足だということは世界じゅうよく知つてゐることです。そういう事務局の苦勞もあるし、具体的に現場で仕事をしてゐる人たちの苦勞があるわけですから、そういう人たちの横の面を札束で賄ふようなやり方で金を何も出さなくてもいいと思ひます。

それは前回申し上げました。渡辺外務大臣はそういう人情がよくわかると先ほど沢藤委員も言いましたけれども、こういう金の出し方、本当にせいで金を出し方はもうこれからやめるとはつきりと言つていただきたい。本当に為替の変動を考へてやっているとんだら、それはコンサルタントを使って、きちんと日本にとつて一番有利なとき、ある程度の予測ができるわけですから、それならそれで筋を通す。そのかわり今度外務大臣が国連に行かれるときには、もうはるか前に分担保金を払つておいて、外務大臣が行かれるときには別のお土産を持ていく。

それは、日本がどういふ哲学で世界に貢献しようとしてゐるのか、それも、ただ単に日本だけがいい子になるんじゃないで、世界じゅうの国々が、特にアジアの人たちにとつて日本がその代弁者たるような原理原則を確立して、日本はその上で具体的にこういうことをやります、お金もこれだけ出しませう、そういう未来の展望のある、しかも、日本が金ではなくて本心に理念によつて私たちが世界にどういふふうに関与するの、かという、その理念と理想によつて国連の人たちの心を打つようなお土産を手に行つていただきたいと思ひます。

その意味で、まずこういう分担保金の払い方というのはいやめと、今、決然と表明をしていただきたい。渡辺外務大臣、お願いします。

○渡辺(美)国務大臣 しよせんは支払いの時期の問題でしようが、期限があれば期限までに払えばいいのですから、やはりそうすると、国益を考へ

れば余り多いよりは少ない方がいい、こういうことになるといふでしょう。ですから、一概に悪いといふことも言えないし、それじゃ為替相場をどういふように読むか、これはなかなか、言うべくして實際はわからない、現実には、ですから、何かルールをつくる必要はあるのかもしれない。

しかし、滞納になつておれば滞納のまま国連に行けないから、それは不利であらうと何であらうとやはり支払つてから行く、こういうふうなことはではないか。ですから、この支払いの話は余り難しく考へなくたっていいのじゃないかと私は思うのですが、実際のところは。

○秋葉委員 それは完全に出す側の論理です。つまり、本当にお金が出て、その中でも何とかやりくりをしてゐる人たちの立場からすれば、そして一般的に例へば各国の反応を見ると、とてもそんな容易なことではありません。支払い時期というものは私はやはり非常に大切なことだと思ひます。やはり商取引の中で支払いということをもそんなに軽く考へられたいんじや、商取引そのものは成り立たなくなるわけじゃないですか。しかもお金の出し方ということに関しては、例へば五〇年代、六〇年代のアメリカが世界的に非難をされたのは、まさにその点で非難をされたわけですから、その轍をなぞ今日日本が踏まなくちゃいけないのか、その例から学ばべきだと私は思ひます。

ですから、これはもうぜひ、今まだ十分その点について理解をされてないのあれば、幾らでも実例を持って参上いたしますので、ぜひ御研究いただきたいと思ひます。

次の質問に移りたいと思ひます。

先日来、同僚の小澤委員が質問したことですけれども、この自衛隊を国連PKOに参加させる場合に、当然協定を結ぶことになるわけですから、その協定の中で現在のこのPKO法案そのまゝ解釈いたしますと、当然留保する必要があると分けて三項目あると思ひますけれども、その一つは、国連に指揮権を移譲することなく、国連側の

コマンドに適合するように日本側で作成する実施要領に従つて、日本側の指揮に従つて活動するという留保事項をつけなくちゃいけないだろうと思ひます。

それからもう一つは、国連側のコマンドに反して業務を中断することがある、これも留保事項でちゃんと言つておいていただかないと困ることだと思ひます。

三番目に、いかなる場合にも部隊として組織的に武器を使用すること、すなわち、武力を行使することはなく、隊員各自が個別に自己の生命、身体を防衛するのみであること、これは法案どおりに読みますとこういうことになるわけですが、この留保事項がないと法律は守れないわけですから、それで、具体的にこの国連との協定の中でこういった留保事項を明文化されるのかどうか、伺いたいと思ひます。

○柳井政府委員 お答え申し上げます。PKOの要員派遣に当たりましては、我が国と国連との間にいかなる枠組みを設定するか、あるいは取り決めを言つてもいいかもしれませんが、このことにつきましては、どの地域でどのような国際平和協力業務等を行うかという具体的な状況でございますとか、国連側との協議の推移いかんを見る必要があると思ひます。したがって、現時点で確定的なことは申し上げられませんが、現時点で確定的なことは申し上げられませんが、成立後速やかに、この法案に基づいて我が国のPKOへの要員派遣につきましては、国連事務局との間で事務的な話し合いを開始する考えでございます。

いずれにいたしましても、ただいま御指摘のような点を含めまして、この法案の成立後、要員の派遣はこの法案に基づいて行われるものである以上、国連との間で派遣のための取り決めあるいは枠組みを設定するに当たりましては、関係法令、なかんずくいわゆる五原則を盛り込みましたこの法案の枠内の派遣であるということが確保されるように、政府といたしましては当然対処すべきも

のだからというふうに考えております。
○秋葉委員 私がついたのは、そういうことではございません。

まず、今の答えの中で非常におかしいのは、先日来の答えでは、そういった一般的な了解はもう国連との間でついているんだという話だったじゃないですか。それがなぜ、法案成立後交渉することになったんですか。その点、まず答えていただきたい。

それから、留保事項を本当につけるのか、つけないのか。それは法案が成立して後の話では遅いことです。これは非常に大事な一般原則ですから、その一般原則を担保するために、先ほどのお話しでは、懲戒権がなぜ必要かといえ、それを、指揮を具体的に実施せしめるための担保として懲戒権が必要だということを言っているわけじゃないですか。そこまで考えているのであれば、当然それと同じ理由によって、この法案によって自衛隊がPKO活動に参加することを担保するために明文化をしなくちゃいけない話じゃないですか。一方においてはその担保が必要だと言いつつ、一方においては担保が必要がない、それは法案ができてからでいいんだ、法律が通ってからでいいんだという説明は成り立ちません。

本当に明記するつもりなのかどうか、つもりがないんだらつらつらもないんだとはっきり国民の前に明らかにしてください。
○柳井政府委員 五原則の関係について申し上げますと、これは御案内のとおり、国連との関係でこのいわゆる我が国の五原則が問題を生じることではないということは既に確認済みでございます。

他方、それでは国連との間でどのような取り決めないし枠組みをつくるかという点に關しましては、これも御案内のとおり、具体的な案件に即していわゆる派遣取り決めというものをつくっていくということでございますので、したがっていまして、そのような具体的な状況に即して国連側と話し合って決めていく。ただ、いずれにせよ我が国

としては、政府としては、この法案が成立いたしますれば、この法案によってPKO活動に派遣をする権限をいただくわけでございますから、そのような権限の範囲内で国連側と話をしていくというところは当然でございます。

なお、いわゆる留保事項という御指摘でございますけれども、この点は若干技術論になって恐縮でございますが、いわゆる留保事項というのは、多数国間条約の権利義務関係を、その当事国が自国との関係におきまして一部修正する、あるいは変更するというような、一方的な意思表示のことでございますので、現在ここで議論しておりますのは、国連との間の、いわば二国間の取り決めでございます。二国間というのは、相手が国連でございますからそのような表現、あるいは適当でないかもしれませんが、いわゆるバイの取り決めでございますので、いわゆる留保ということではないだろうと思っております。

ただ、御指摘になりましたのは、我が国が国連との間でいかに、いかなる態様あるいは条件のもとで派遣するのか、それをどうやって明確にするのかという御指摘であらうと思ひまして、先ほどのような御答弁を申し上げた次第でございます。
○秋葉委員 答えになっていないと私は思います。

今のお答えの中で、PKO法案の範囲内である。それで、私たちの理解では、この法案が法律に仮になったという前提を設けて、これをきちんと施行するためにはこういって、今私が申し上げました三条件を協定の中に盛り込まなければ法律を守ることができない、これはだれの目から見ても私は明らかだと思ひます。ですから、今の答えは、確かにこういって条項を明文化して協定の中に盛り込むんだという答えだと私は理解いたします。もし明らかにそうでないのあれば、この際そうではないということを表明してください。そうではないという表明がない限り、私は、明記する、明文化して今の三条件を協定に盛り込むというところだというふうに理解いたします。

それに対して反論があれば、大臣お願いいたします。外務大臣、お願いします。

○渡辺(美)国務大臣 これはこの法律で実施計画というものを定めることになっておりまして、それは国連のSOPなどとのすり合わせを当然やっております。この法案と違つたことはやらないわけでございます。それで、法案どおりやるわけですから、法案をお認めいただければそれから逸脱をしないということですね。だから、やはりそれをどういうふうな表現で、技術的にどういうふうな条約の上にあらずか——条約じゃない、協定か、取り決めのうへにあらずかということ、これは技術論の話でございますから、国連局長、条約局長に聞いていただきたいと存じます。

○秋葉委員 ただし、その本質的な、こういった原則、法律に盛り込まれている原則についてはきちんと明文化をする、大事なもののについては明文化をするというところは御確認いただけますか。

○渡辺(美)国務大臣 これはどういふように協定に書くかどうか、いずれにせよすり合わせをやるわけですから、向こうのすり合わせがきちんとしておれば何も書く必要も何もないんで、法律以上のことはやらぬわけですから。だから、そういう点でお認めをいただきたいと存じます。

○秋葉委員 協定というものはもちろん相手があるわけですが、協定というのは、相手の意見を聞いてこちらが相手の意見に態度を合わせることであります。こちらの主張があるわけではございません。しかも、法律という形にそれをきちんとしようとしている。その原則を、国連を相手にして協定を結ぶときになぜ我が国が、これこれこういふことについては協定の中に入れてもらえませんかという主張がでないのですか。それをきちんと主張した上で、そういったことができないんであればもう一度考え直しますよというぐらゐの責任を国民に対してとらなくちゃいけないんじゃないんですか。そのことを私は言っているのです。そういった主張をまずされる気があるわけですか。

○柳井政府委員 ただいま大臣から御答弁がありましたとおりでございます。我が国としては我が国の法律に則して派遣をするわけでございまして、この法律に定められたところに従つて国連側と話をしていく、すり合わせをしていくということでございます。したがって、我が国の立場は、これはもう既に明らかにしているところもございまして、法律が成立すればさらに具体的にこの法律案のつとめて我が国の立場を主張していくということでございます。

○秋葉委員 全く私は、今は答えになっていないと思ひます。なぜ答えになっていないのか。私は、二国間の協定の結び方について、まずそれだけの言い分があった上でそのすり合わせをするということが大前提だと思ひます。そして、我が国の国民に対する責任というのは、例えば法律の中に決められていること、それを条約の中で実現するに当たっては明文化すること。特に、国民が非常に大きな危機を持っている点について、あるいはその国民の代表たる我々が委員会で議論する際に問題になった重要な点については、慎重の上にも慎重を期して、絶対にそれが国際条約の中で生きてくるような形で政府は交渉を行う義務があると思ひます。その義務をどういふふうな果たすかという姿勢を私は今聞いているんであって、今のようなお答えでは、一体外務省は、アメリカのために——失礼しました。口が滑りました。アメリカなんてここでは言うところではありませんでしたが、国連でした。申しわけありません、どうもつい本音が出てしまひました。

国連との交渉において、国連側に立つて物を言っているのか、あるいは我々日本人の代表として、さつき国益という言葉を言われましてけれども、国益は金だけではありません。日本人の誇り、あるいはこういふ問題に対する原理原則というのがあります。そういったことをきちんと代表して交渉を行う気があるのかどうかということ、を伺っているのですが、今の質問では恐らくそれに対する答えが得られないんじゃないかと思ひま

国連から医療活動を要請される場合があります。それから、PKOとは別に立てられておられます人道的な国際的援助活動、この分野でも国連の要請ということがあった場合に対応する、こういう立て方になっておるわけでございますから、そうすると、一名、二名、三名のお医者さんが医療かばんを持って一週間とか三週間とか行って帰ってくるという話ではないわけです。最低でも、そのPKOが仮に国連の要請を受けて出ていくということになれば、それはその活動を展開する地域の気象条件とかいろいろな条件によりまして、三カ月とか六カ月とか、あるいは八カ月とか一年とか、そういうサイクルでもってPKOというものは実施をされる。したがって、医療かばんを持って何人かが短期間出かけて帰ってくる、そういうようなものではない。そういう法律の立て方になっておる。

そうすると、現実問題として考えて、開業医の皆さん、そういうお医者さんが、じや半年、一年という形で病院、医院を閉めて行くことができるのか、基本的につき、厳しいだろうと思えます。あるいはまた、国公立大学の病院等のお医者さんあるいは看護婦さんというところで編成しようとしても、これはなかなか病院のローテーションの関係がある。看護婦さんにも看護婦さん不足というところで深刻な状況にある。

しかも、PKO関連の、あるいはこの法案で示されておる国際的な、人道的な救援活動ということになると、これは要するに期間が半年とか一年とかのローテーションのほかに、医療チームとして、例えばそれは百五十人とか二百人とか、そういう規模の話になるわけでございます。その点からいまして、先ほど二点目に申し上げました、特に人材の確保等この法案で規定されておる活動の実効性といえますか、実施の可能性を担保するものになっていくかどうか、ぜひまたこれもお聞かせをいただきたい、このように思います。それから、いま一つは、ハの次が二で、「被災者の捜索若しくは救出又は帰還の援助」、この「帰還の援助」は輸送をどのようにするのか、難民の輸送にしても、本国への送還にしても、当然輸送の手段がこれには必要になります。

以下、ホにつきましても、食糧、衣料、医薬品等の生活関連物資の配布といいますが、それはやはりどこからどこまでという形の輸送という、船舶によるあるいは航空機によるというこの手段が必然的に必要になるのであろう。あるいはまた、被災者収容のための施設とか、それから紛争によって被害を受けた自然環境復旧のための措置とか、これらはいずれも民生援助と言ふことができると思ふので、そういう活動をしていくことができれば、大賛成であります。じや実際に資器材、物資をどうやって輸送するのかという点がこの法案を見る限りは明確ではありませんので、その辺もひとつ御説明をいづれただけのものと思つておるわけでございます。

きょう答弁席に出ていただけということであれば、今答弁が出るわけでございますが、きょうはそういう趣旨の委員会運営ではないようでございます。

三点目でございます。五条関係、これらの平和協力活動の実施計画を定めるわけでありまして、その実施計画を定めたときに国会の承認を受けなければならぬ、これは義務づけられておるわけでございます。実は、八九年の十一月、ナミビアの独立支援のためにPKOが派遣されました、我が国は、二十数名と承知しておりますが、選挙監視団に参加した実績がございます。それから、ニカラグアの選挙監視団に六名、これも当然選挙監視団ですからPKOの活動に参加をいたしておるわけでございます。今後ともこのような数人規模のPKOの参加という、こういう国連からの要請はしばしば多く行われる可能性がある。そうなつてまいりますと、これらをすべてその都度国会の承認に係らしめることになるわけ

けでありまして、そうなつた場合に行政権への過度な介入ということになりはしないか、国益あるいは国民の利益を損なうことになるおそれが出てくるのではないかと、こういうふうに私は率直に感じておりますので、あした以降できるだけ早い機会にお示しをいただければこれは大変結構なことでありまして、私は、この三点につきまして御指摘を申し上げておきますので、ぜひひとつよろしくまたお答えをいただきたい、このように思ふ次第でございます。

以上、しっかりと社会党提案に係る対抗法案を讀ませていただき、勉強させていただきました。その中で特段に三点ほど疑問点を感じましたので、指摘をさせていただきます。

それでは、次の発言に移りたいと思ひます。まず、この特別委員会における審議がずっとなされ、積み重ねられてきたわけでございますが、いろいろな立場からいろいろな御意見、また質問、審議がなされてきた。それをずっと総括的に振り返つてみて、何点かやはり際立つて審議が集中した、争点と言つていいのでしょうか、そういう箇所が、部分が浮き彫りにされてきております。

私は、まず前半、総論的に私の発言を申し上げ、また総理初め政府側の御答弁をいただき、後半部分におきまして、この法案の中身に即したといひますか各論的な部分で私の意見を申し上げます。また政府側から御答弁いただきたい、こんなふうに考えております。

まず、議論が集中した根拠のこのところには、憲法九条あるいは憲法の前文に照らして我が国がPKOに参加をするということの正当性あるいは妥当性ありやなしやというところが一つあるわけでございます。と同時に、従来のこの憲法九条を中心にして構成されてきたといひますか出てまいりました我が国の平和諸原則、このことを含めて、従来の政府の憲法解釈とこの我が国のPKO参加についての整合性というものが大きな根拠のこの部分の議論の焦点の一つであつたであろう。

私は、憲法九条は、もう申し上げるまでもありませんけれども、国際紛争解決の手段としては国権の発動たる戦争、武力による威嚇、武力の行使を永久に放棄しているわけでございます。ですから、このこととPKOに我が国が参加するということがどういふ関係になるのかということが一番根拠、ベースにある部分であらう、こう思ひます。

そうしますと、私も申し上げて法案に反映をされておる参加五原則の例え第一項目、停戦の合意がPKOが出ていくための大前提であるというこの一点から考えても、憲法九条で禁止をしておるのは、まず国際紛争解決の手段として、ここが一つあります。PKO、PKFにしても同じでございますが、これは停戦の合意があつて、大前提があつて、ということは停戦の合意があるということによって国際紛争というものが一応終結をしている、終了している、その後に出かけていくのがPKOの本質でありますから、この部分における要するに憲法違反だという議論にはならないわけでございます。

もともと国際紛争を解決するために出ていくものではない、破壊された平和というものを回復をする、すなわち停戦が合意された、その回復された平和というものをどうやって維持をしていくか、国連の権威と説得で、あるいは国連のPKOの存在によって維持をしていく、再燃することがないようにという趣旨からいけば、九条の国際紛争解決の手段としてというところには、これは抵触をすることはないんだ。

それから、「国権の発動たる戦争」、国と国のいわゆる紛争の一環としての武力による戦闘行為、こういうものが戦争だとすれば、それはPKOの、PKFのそのものとは全く違う次元の話であります。

それから、禁止をされておる「武力による威嚇」ということに当たるかどうかと言へば、もう言うまでもありません。PKO、PKFというのは、武力を持って、そして派遣された国々、地域

の人々を威嚇するために行くわけではありませ
ん。これは回復された平和を維持するために行
く、そういう任務を帯びた、それがPKOの本質
であるということからして、これも当たりませ
ん。じゃ、「武力の行使」かということになれば、
これは要するに自己の生命を防御するために武器
を持っていく、その防御のために必要最小限で武
器を使用する、正当防衛とか緊急避難的に。とい
うことは、そういう意味の武器使用がイコール武
力行使でないことは、何人もこれは認められると
ころでございます。

そういうふうに私は考えていきましたときに、
いろいろな角度がまだあります。各論のところ
でも触れたいと思いますが、基本的なところ
との部分では、PKOへ我が国が参加するとい
うことと憲法九条とはこれはぶつかるものではない
のだ、憲法九条に違反するものではないという
ところはまず押さえておかねばならないと私は
思うわけでありませう。

それから、いわゆる従来の政府の憲法解釈との
整合性が果たしてありやなしやということにつ
きましては、極めて大事な問題でありますから、私
は先国会の総括質疑のときに、工藤法制局長官と
もその点は時間をかけてやりとりをさせていた
きました。それを今改めて確認をしてみたいと思
うのですけれども、私もがなぜその憲法解釈
との整合性を重大視をしたかといえますと、実は
昨年の、議案になりました平和協力法案のときの
審議のやりとり、我が党の市川書記長と工藤法制
局長官、当時の海部総理とのやりとりが残って
おります。

それは、いわゆる五十五年の鈴木内閣における
答弁書、これが基本的にまず基準になる文書で
あって、政府の解釈あるいは統一見解であって、
例えばこういう話がなされたわけですね。

仮に集団的自衛権というものを認めたいという
勢力があつて、そして集団的自衛権を認めようと
決意をしたときには、それは憲法そのものを改正
しなければ、憲法改正という重い手続を経なければ

ば、そのことを確定させることはできないのだ、
そういう憲法解釈というのは極めて重要だよ、こ
ういう一つ確認がありまして、そして、いわゆる
国連軍がその任務・目的に武力行使などを伴う場
合であれば我が国の自衛隊は参加できないとい
う、こういう五十五年答弁書の一つの内容があつ
て、したがって、我が国の自衛隊が武力行使をし
ないのだと決めて参加しようとしても、専らいわ
ゆる国連軍の任務・性格、武力行使を伴うとい
う性格であれば、それはできないのだということ
が実は確認をされておったわけでありませうから、
特段に、今回のPKO、PKFへの自衛隊参加と
その辺の憲法解釈との整合性はどうか、私
どもも勉強をさせていただいたわけでございます。

それで、いろいろと先般、長官と議論をしたわ
けであります。要するに前提を二つ設けた。要
するに五十五年答弁書に、今改めて振り返って
みても明らかでございますが、一般的にいってとい
う形でこの記述がなされている、答弁書は。で
すから、それが個々具体的なケースにまで及んだ
答弁書でないことは、その構成から見ても明らか
なわけでありませうけれども、せっかく昨年精緻な、
重厚な議論がなされたところでありませうので、私
は重要部分だと認識をいたしましたわけございま
す。

二つの前提条件というのは、私の理解では、ま
ずこの法案の中に停戦の合意がある、そして受け
入れの同意がある、それは中立性を保てないな
ければならないという、いわゆる参加三原則がまず
規定をされ、そしてさらにその三原則のいずれか
一つでも崩れたら、それはまさに我が国の協力隊
あるいは維持隊は、PKFは任務を、業務を中断
をする、そしてすぐに回復をしないという、そう
いう状況のときには派遣の終了にまで至るのだ、
この撤収の規定が置かれた。

それから、武器の使用というのはセルフディ
フェンス、自己の生命、身体防御のために限定を
された。この撤収とセルフディフェンスの武器使
用というのが法律に書かれた。この法律に書かれ

たということは、昨年の議論と重ね合わせてみ
れば、我が国は絶対に武力行使をやらないんだと、
このように幾ら決めたとしても、それは任務・目
的が武力行使を伴うというようないわゆる国連
軍であればそれでもだめなんだということになる
わけですから、そこでもう一つの条件、三原則が
法制化された。停戦の合意、受け入れ同意、中立
であるということが前提として置かれていたがゆ
えに、それは従来の政府の憲法解釈とは矛盾をし
ないのだ、整合性があるのだ、こういうことで長
官や総理や政府側の考え方を確認をさせていただ
いたわけでございます。

その点につきまして、総理、今るる私申し上げ
ましたけれども、御見解がございましたら、ひと
つおしをいただきたい。

○宮澤内閣総理大臣 昨年の御議論の経緯を私は
存じませうけれども、ただいまおっしゃいました
ことは大変に筋道の通ったお話と伺っておりま
す。

○山田委員 それから、これもぜひお考えをお示
しをいただきたいのでございますが、なぜ今PK
O法案なのかというお声があることは事実であ
ります。今いきなりPKO問題が議論されたわけ
は実はない。今いきなり出てきたわけではない。
厳密に言えば昨年の十一月、自民、公明、民社の
三党合意と言われるこの時点で既にペーパーにな
り、PKOに参加したらどうかという議論がな
されてきているということ、先月、今月出てきた
問題ではないというふうな、いろいろな言い方が
ありますが、私はそのように申し上げてみたい
と思ひます。

それから、なぜ、ではそこに自衛隊を参加させ
ることになったのか。いろいろな言い方が私どもと
してはございませうけれども、要するに申し上げ
れば実効性を確保するためである。せっかくPKO
に協力しようというそういう組織をつくつても、
それが国際的に通用しないというような組織であ
れば、これはつくる意味がないわけですから、実
効性の問題だ、私はこのようにくくっております。

す。

それから、なぜそんなに急ぐのか、こういう御
意見もある。これについては、要するに、例えば
この法案が成立をしたと仮定をいたしましたも、
すぐに、じゃPKFに出られるのですか、停戦監
視団に出られるのですかと言え、そんなもの
じゃないわけですね。それはいわゆる旧軍のよう
な、いわゆる一般的な概念における軍隊という
うなものとは全くその性格を異にするわけであり
ますから、一定の訓練の期間が必要であります。
いろいろな意味のトレーニングが必要であります。
これはSOP、PKOガイドラインとか訓練マニュアル
とかモデル協定案とか、いろいろなそういう国連
のPKO関連の重要文書を見ても指摘がされてお
りますように、訓練が非常に大事なんだ、こうい
うことでありますから、私は国会の承認が得られ
るのであれば早目に、承認というか議決が得られ
るのであれば早目にそのシステムというものは確
立をしておく必要がある。

と同時に、その確立されたシステムの中で、P
KFにしても停戦監視団にしても、その他の人道
分野における援助活動にしても十分なトレーニ
ングを積む、あるいはなす、そういう期間という
ものが必要なんだということからすれば、なぜそ
んなに急ぐんですかということの一つの有力な回答
として御理解をいただける、私はこのように思
っております。

以上の点、総理、いかがお考えでございまし
うか。

○宮澤内閣総理大臣 その点も私は御指摘のと
おりだと考えています。

○山田委員 それから、PKOの本質に対する、
何といひましようか、無理解といひましようか
は誤解といひましようか、私はそういう点が気にな
るのでございます。

KF、いわゆる軍事、非軍事というのは非常に厳密な意味で立て分けられるのかという御意見があり、またそういう中でも軍事面という側面ばかりが強調された嫌いはなかったかというような御意見も公述人からございましたように、私はまさにPKOの本質というものは、それはいわゆるPKF、停戦監視団もそれはあります、と同時に国際的な、人道的な救援活動、救助活動というものであるわけですね。

戦争の、あるいは紛争の惨禍によって路頭に迷い、肉親を失い、苦しみ、悩み抜いている、苦しんでいる、そういう世界のその地域の人々のために温かい救助、救援の手を差し伸べると、そういう極めて人道的な、大事な側面も含まれていくということ。それから、そういう紛争とか戦争とかという惨禍の中で、要するに所を追われ、国を追われ、自分の家を追われて、山伝いに、谷伝いに、ジャングルの中を国境へ向けて逃げ延びて、そして他国の地で収容キャンプなどというところに入って不如意な生活をしているいわゆる難民の方々も非常にたくさんおられるわけであります。

私も賛成をいたしておりますこのPKO法案というのは、協力法案というのには、まさにPKFという中立、非暴力、非強制的という分野もこれあり、また他方においては、今申し上げました世界の苦しんでいる人々の救援、あるいは難民という形で本当に悲しみに暮れている人たちに援助の手を差し伸べると、この二つの側面が合わさっているのだということを私はこの際、恐らくこの特別委員会最後の私の発言の機会になると思いますので、総括的にしっかりと認識を確認をしておきたい、こう思うわけでございます。

渡辺外務大臣、副総理、今の私のPKFという、非暴力、中立の活動もある、人道的な活動もある、だから余りPKO、PKFというのはおつかないものだからだめなんだというように、そういう雰囲気というのはよくないと私は思うのですけれども、渡辺大臣の御所見を、手短で結構であ

りますので、お聞かせをいただきたい。
○渡辺(美) 国務大臣 全く御説のとおりでございます、何もつけ加えることはありません。本当にそういうように説明を国民にしてもらえばみんな納得するだろうと、感銘を受けて聞いてまいりました。

○山田委員 もう一点、これも御所見を伺いたいと思っておりますが、五原則、参加五原則というのは国際的な普遍的な通念であって、そんなものを法案の中に盛り込んだからそれが何だというのですかというお声もある。しかし、私は、これはそういうことじゃないと思うのです。

先日、林委員長の御配慮、関係者の御配慮によりまして、政府部外秘とされておりますSOP、すなわちPKOガイドラインあるいは訓練マニュアル、この原本を閲覧調査させていただく機会をいただきました。私も、私、渡部委員また東委員と三名で五時間半にわたりまして閲覧調査をさせていただきました。国連のPKO関連で最重要文書と言われたものでございます。実は、その中にこういう趣旨の記述がございます。

「各PKOごとにSOP、PKOガイドラインが設けられる。これは、その任務、概念、状況などを反映したものである。」当然のことです。要するに、いろいろな条件というものがみんな違うんだ、PKOごとに、「PKOの多様性にかんがみれば、普遍的に唯一のSOPをつくって、PKOガイドラインをつくって、すべてのPKOに適用する、またはその中に閉じ込めようとすることは望ましくないし、また可能なことではない」、こうありました。その前後もはっきり読んでみましたが、これも、切り文ではありません、こういう全体的な哲学で貫かれておったということからいたします。これがまず第一点。

それから、具体的な事例で言いますと、ペーパーの上だけで議論しても、これはかみ合わないのです。具体的な事例を一つ一つ検証していかなければならぬのです。ですから、現場に行つて調査団を出して、PKOの実態を調べてくるとい

うことも私もやってまいりました。それは大きなことなのです。
過去の例でいきますと、例えばコンゴ国連軍の場合で見ても、最初は確かにコンゴ中央政府の受け入れの同意があった、停戦も保たれておった、そういうところへ出ていった。しかし、後半部分では停戦の合意が崩れた、にもかかわらずコンゴ国連軍はそこに駐留し続けた。そしてまた、カタンガ州の独立運動というものがやがて発生をしてくる。そして、国連が決議によってカタンガ州と交戦をする任務、目的をこのコンゴ国連軍に与えて現実には交戦をする。それも同じPKO、PKFという中に国連は位置づけをしておるわけでありまして、そうすると、参加五原則の停戦の合意が破れたにもかかわらず撤収してないじゃないか、そういう例があった、現実には。

それから、厳密に中立性という観点から見ても、三原則の三つ目、これはコンゴの中央政府の立場に立つてカタンガ州という一つの団体とか組織と交戦をするという形で、これは中立ではない。あるいはまた、カタンガのPKF、PKO受け入れの同意があったかと言え、これはない、こういうコンゴ国連軍ということが一つ過去の教訓としてあるわけですね。

ですから、参加五原則あるいは三原則というものを法律にしっかりと決めておかなければ、国連がPKOと位置づけたんだから、そこに、じゃ出ていきましようと言えは行けるということになりかねない。ですから、三原則、五原則の法制化というものは物すごく重い歯どめとしての意味があるという、こう一生懸命言っているのです、なかなか理解してくださらない方は理解されないというところで、それは立場の違いもありましようから、それが一つ。

それからもう一つ申し上げますと、UNIKO M、イラク・クウェート監視団、これで見てもいいります。それは、基本的にはイラクの同意も取りつけてこの監視団が出ていっている。しかし、もし将来イラクがこの監視団を受け入れることの

同意を翻した場合でもこの監視団はそこにとどまり活動を続ける、こうなっているわけですね。そうなる、それは停戦監視団という形、あるいはPKFではない監視団という形でありまうけれども、同意の原則が崩れてもそこに維持する、そういう性格を持つものであります。そうすると、それも今と同じようなことであります。三原則、五原則の法制化、我が国としてはこういう条件のもとでPKO、PKFに参加しますよ、こういう条件がなければ参加しませんよということ、明確な、そこで立て分けができるということの意味は決して軽々なものではない。

それからいまいつ言えば、キプロスのPKF、キプロスの例を見ても、これは最初はキプロス政府の受け入れ同意があった。それで出ていった。キプロスに利害関係を持つベルギーとかトルコとかあるいはまたイギリスとか、そういう関係国の同意も出て出たというけれども、ギリシャ系の住民あるいはトルコ系の住民というものが対峙しまして、私は国連の文書、他の箇所を読んでおりますけれども、内政にかかわるような、そういう国連が何らかの形で介入するような場合には、PKO、PKFの場合にはできるだけその国内における相対立する勢力の同意をとることが望ましい、そういう観点からすれば、我が国が、じゃ今後キプロスのようなものが出てこないとは限らない、そういうときにおいて、三原則、五原則の中立的性の確保というこの一項目が法制化されているというところにおいて非常に注意深く参加の是非を判断することになるであらう。

挙げれば切りがありません。したがって、この参加五原則、三原則等の法制化というものは極めて大きな歯どめとしての意味合いを持つんだというところを改めて指摘をさせていただきたいと思ひます。

と同時に、国会への政府の報告義務というものは、実施計画が策定された後、要するに遅滞なく国会に報告する、それから途中で期間の変更があったときも国会に報告する、実施計画の中身の

変更があったときも国会に報告する、活動が終了したときも報告する。加えて先日の自民党と公明党の修正案の中で、泥沼化を避けるために、PKOの派遣が実施問題二十七年とか十四年とか十七年、そんなに長く続いていて、しかもそこに本場の意味の平和がまだ訪れてこない、維持はされているけれども訪れてこない、本場の意味の平和が確立されていない、じゃその地域の、国の人々が平和を本当に確立していこうという意欲がまだあるのか、そういう意欲すら喪失してしまっているのか、そして何となくもたれかかって自助努力というものがなくなってきたてはいないか、そういういわゆる派遣の泥沼化というものをどこかでやはりチェックをしなきゃならぬだろうという議論を私どももその後いたしました。

それは、公述人の公述もこれあり、これは泥沼化を避けるための、期間の継続をするための是非についての国会の事前のチェックを受けよう、承認を受けよう、継続のための承認を受けたらどうかということを加えたことによつて、より一層シビアコントロールあるいは歯止めとしての機能を強化させることができるのである、私はこのように理解をいたしておりますが、総理、御所見を伺いたいと思います。

○宮澤内閣総理大臣 いわゆる三原則に当たる部分が本来国連側の当然の前提ではないかということとはそうであるかもしれないけれども、現実にはそもそも戦争をしておった当事者たちでありますので、状況というものは変化することがあります、それはコンゴの事態においてそうであったし、あるいは、今現実にはUNIKOMではそういうことは起こっておりませんが、しかし、イラクの同意というものはあつた状況のもとに得られたものでございまして、これはいつ翻されるかもしれないといったような幾つかの例をお挙げになりました。サイプラスの例もお挙げになりました。まさにそういうことでございまして、我が国の側の法律にこれをきちんと書いておくことは、その場合に我々がいかに行動すべきかという

ことの指針あるいは規範となるわけでありまして、これは極めて重要なことであると存じます。最後におっしゃいました担保措置についても、私はおっしゃるとおりの意味合いであると考えております。

○山田委員 時間が経過をいたしてきておりますので、各論と私が考えている部分について発言をしたいと思ひます。

国連局長あるいは条約局長、野村審議官で結構でございますが、武器使用の点が憲法とかかわりて当委員会でも繰返し議論となってきたわけでも、国連がマニュアル、ガイドライン等で示しております武器使用のところではAタイプ、Bタイプというものがあつたと私は承知をいたしてあります。Aタイプというのは、自己の生命防衛のためのやむを得ない武器使用。Bタイプというのは、PKO、PKFの任務を遂行するに妨害しようとする企てに対する、要するにその排除のための武器使用。このA、Bタイプ二つがあると理解をしておりますけれども、当然我が国の今審議をしております法案では、Aタイプの、みずから生命、身体防衛のために、正当防衛的にあるいは緊急避難的な場合にのみ必要最小限の武器の使用、こう決めてあるわけですが、そのことと国連がAタイプ、Bタイプと武器使用について定めていることとの関係について、簡潔にもう一回ちょっと整理してお答えいただけますか。簡単でございます、整理は。

○丹波政府委員 簡単に御説明申し上げます。

いわゆるAタイプ、Bタイプの問題につきましては、非常に重要なことは、まず、そういう状況のときに携行していった武器を使えという意味で、国連文書あるいは慣行がそうなっているわけではございませんで、そういうときに使つてもよろしい、それが自衛的な使用であるという意味で言っておるわけでございます。しかし、日本の場合にはいわゆるBタイプ使用につきましては憲法上論議があり得るということで、念には念を入

れるという意味でBタイプの武器使用はしないという原則を掲げ、それについて国連としても問題がないということでございますので、法案の中身にそういう反映のさせ方をしておるといふことでございます。

○山田委員 私は、先月の二十五日、先ほど申し上げましたPKOガイドライン、訓練マニュアル、その原本を五時間半閲覧調査させていただきました、私どもの調査では、この両文書ともに、そのAタイプ、Bタイプの武器使用があるけれども、それをいわゆるマスト・ユーズ、使わなければならない、Aタイプ、Bタイプ武器を使用しなければならぬ、マスト・ユーズという、そういう記述あるいはそれを意味するような記述はなかったと私どもは判断をいたしました。したがって、それはメイ・ユーズである、使つてもいい、そういう表現はある。使つてもいい。このように私どもは調査結果として確認をしておりますが、基本的にその認識に間違いはありませんで、確認を求めます。

○丹波政府委員 その点は私の先ほどの説明の中にも含めたつもりでございますが、そういう文書によりまして、メイ・ユーズ・ユーズであるいはキャン・ビー・ユーズということ、まさにそういう場合に使つてよろしいということでございます、そういう場合に使わなければならないということとは明確に区別された記述になっております。

○山田委員 この点極めて重要でありまして、国連のマニュアルとかガイドラインで示されているのは、もつと使えとかどんどん使つていいという、そういう思想、哲学じゃないのです。どんな場合であっても、どんなケースであってもAタイプ、Bタイプ以外は絶対に武器使用はできませんよ、やつてはだめですよ、こういう哲学に貫かれておつた、この重要文書は。したがって、後ほどまた指揮権のところでも触れますけれども、いわゆるFC、国連の現地指揮官が日本の協力隊に對しまして、維持隊に對しまして、Bタイプの武

器使用をしない、任務を遂行で妨害してくるその企てにBタイプの武器使用をしない、撃てとか発砲しろとか、そんなような命令は下すことではないということになっているわけでありまして、ここが極めて重要なところであります、それは、この両重要文書の中の随所にその考え方、その記述というものは出てくるわけでありまして、それと、もう一つ、せっかく閲覧調査させていただいたわけですから、この際申し上げておきたいと思うのですけれども、要するにこういうことなんです。

一方の訓練マニュアルという、こういう文書、原本を読みました。武器使用について書いてあります。『ユース・オブ・フォース』、こういう記載がありました。この『ユース・オブ・フォース』という訳し方ですけれども、武力行使とも訳せまじやう、武器の使用とも訳せまじやう、武力の行使とも訳せまじやう、いろんな訳し方が私は可能であると思ひます。しかし、この切り文ではなくて、『ユース・オブ・フォース』と書いてあったからどうのこうのという議論では余りにもどういふことになつたので、その前後をしっかりと調査しました、読みました。こういうことなんです。『ユース・オブ・フォース』をどのように訳そうと、それが重要なのではなくて、ユース・オブ・フォースをいかにしてやらないかという、そういう考え方にこの訓練マニュアルというのは全編貫かれていて、こう言つても言い過ぎではない。

具体的に申し上げますと、PKOにおける武器使用に関する訓練は極めて重要な要素である。そして、AからDまでありまして、制圧的なものではないんだ、ユース・オブ・フォースというのは制圧的なものではないんだ、これはこのPKO、PKFの重要基礎部分だ、こう書いてあります。B、多くの派遣国の要員は自動的に撃たれたら撃ち返すということにならされておる、だから訓練が大事なんだ、撃たれても撃ち返さないという訓練が大事なんだと書いてある、いいですか。C、

治安維持、これに出勤した経験のある要員であつても、そういう経験があつても、それは人々、民衆を、何とか治安維持で、一定の銃器等を使用して、あるいはそれをういて、そしてこれを鎮圧するとか抑え込むとかいうことです。要するに治安維持、維持の経験のある要員であつても、P K Oは全く本質が違ふから、だから訓練の必要があるんだ、大事なんだ。D、仮にP K O、P K Fの以前に経験があつたとしても、P K OとかP K Fというのは年々歳々変化をする、生々發展のそういうものである。冒頭に引きました同じくこの重要文書の中にある、普遍的な一つのものを決めて、その中にP K O、P K Fを全部押し込めてしまふなんていうことは實際的にできないことだし、それはそういうことではないんだというこの文書を冒頭に引用しましたけれども、それと同じ思想です、これは。ですから、P K O、P K Fの経験のある要員であつてもやはり訓練をして、そうしていかにかにユース・オブ・フォースをさせないようにするかというところが、実はこの「ユース・オブ・フォース」という章の全編を流れる哲学であるということを私も確認をいたしました。

私だけしゃべっていてもしょうがないですから、これは条約局長でも国連局長でも、確認をしてください。

○丹波政府委員 先生が引用されたいわゆる国連文書の中にも、平和維持の全精神は、平和維持は軍事力を使用することなく達成されることであるというふうに記載されておりました、まさにこのP K O、P K F全体に流れる精神というものは、いかに武器を使用しないか、使用しないでは任務を達成するかということにあるという点では、先生のおっしゃるのとおりだと私たち考えてございます。

○山田委員 もう一つ、指揮権の問題がやはり当委員会では議論がされたところでございまして、要するに問題は、くくってみますと、指揮権は国連にあるんだらうという、こういう指摘です、ね、一つは、それはしかも全面的にあるんでし

う、こういう指摘が一方にあり、また同じところから、全然ないとするれば、国連の指揮のもとに入らないとするれば、日本の主権の中で、日本の指揮のもとでやるということになるんじゃないですかという、こういう角度的議論が非常に多かったというふうに私は理解しております。

その是非はともかくとして、私は、調査研究あるいは仲間とざっと議論をしてきて一つの考え方を持つております。それは要するに、この法案の立て方というのは両面性を持つておるんだ、指揮権というところでは両面性を持つておるんだというところが基本です。これがベースです。それは今改めて、コマンドを指揮と訳すべきだ、指図と訳すのはよくないとかという議論は私はここでもう繰り返さそうとは思いません。ただ、懲戒処分権を伴う指揮と懲戒処分権を伴わない指揮というのは違ふに決まっていますから、違ふんですから、国内法制上の用語とはそれは違つてくるんですから。ですから、指図と政府は言葉を選ばれた。それが気に入らないんだらう、じゃどういふ言葉を使えばいいんですかと逆にお伺いを申し上げたいというふうな気持ちです。ですから、それは置いておきます、こっちは。

そうじゃなくて、要するに両面性があるんです、指揮については、二元的、二元化と言つてもいいと思いますが、まあ正確に言えば私は両面性があると。ですから、国連の指揮のもとに一〇〇％、先ほど申し上げましたS O Pとか訓練マニュアルにそう書いてあるじゃないかと。その書いてあるじゃないかとというその文章をもって、フリーズをもつて一〇〇％入るべきだ、入るはずじゃないかと。もし政府が一〇〇％入ると答えたとすれば、それはBタイプの武器使用の命令を受けてやらなきゃならないでしょう、だから九条違反の憲法違反じゃないか、この角度が一つあるわけですよ。ですから、それはないんです。そういうことになってない、両面性があるんですから。一〇〇％国連の指揮のもとに、マニュアルに書いてあるから入るんだらう、入らないと答えれば

に入らない、そういうわけにはいかないんです。大体S O P、P K Oガイドラインとか訓練マニュアルというものは、まさにマニュアルなんです。まさにガイドラインなんです。そこに拘束力も強制力もないんです、この文書には、それが一つ。

○山田委員 要するに、できるんだという確認をいたしました。私もできると思っております。具体的に国連のP K O関連重要文書、そのガイドライン、訓練マニュアルのほかに、ここにモデ

ル協定案というのがあるんです。これは国連とP K O、P K Fに参加しようとする国との間でその参加の条件などいろいろと細々と取り決める、まさにモデル協定案と言われるものでございまして、重要な文書であります。その二十六条、こう書いてあるのです。「撤収の通告」という項目ですね。「参加国」政府は、国際連合事務総長に対して適切な事前通告を行ふこととなく、「国際連合平和維持活動」から自国の人員を撤収してはならない。こういう規定が置かれております。ですからこれは、適切な事前通告を行えば参加国政府は自国の人員を撤収してよい、撤収することができるといふ、こういう規定がモデル協定案の中に明確に記されておる。そして、先日の閣議調査のS O Pや訓練マニュアルにも全く同趣旨の規定がいずれも置かれておるといふことから見て明らかでございます。

それからいま一つ、我が国政府が提案をされたこの法案の中には、要するに中断と撤収、こういう両方があります。撤収のところは派遣業務の終了、要するに本国へ帰ってくる。中断ということはいわゆる国連のこの文書の中の「撤収」の中に含まれた概念なんです、調べてみますと。ですから、派遣先国地域において、いわゆる、ここはギリシャとかに、レアケースですよ、極めてまれなケースだけれども、何か攻撃を受けた。その場合に、危険を避けるために場所を移す、撤退する、これも撤収の中に入っています。この法案で言う「中断」に当たる概念です、それもこの撤収の中に入った。文章を読めばわかります、これは。

いま一つは、本法案三条の中に括弧書きのところがあるのです。要するに、武力紛争が顕在化していない、そういうところにもP K Oは行かれるようになっていふではないか、こういう御心配あるいはそういう御指摘というものが当委員会でもたしばしばなされたところでございまして、これについて、どうぞ簡潔にもう一回整理する意味でお答えをいただければと思います。

○丹波政府委員 先生が引用されたいわゆる国連文書の中にも、平和維持の全精神は、平和維持は軍事力を使用することなく達成されることであるというふうに記載されておりました、まさにこのP K O、P K F全体に流れる精神というものは、いかに武器を使用しないか、使用しないでは任務を達成するかということにあるという点では、先生のおっしゃるのとおりだと私たち考えてございます。

○山田委員 もう一つ、指揮権の問題がやはり当委員会では議論がされたところでございまして、要するに問題は、くくってみますと、指揮権は国連にあるんだらうという、こういう指摘です、ね、一つは、それはしかも全面的にあるんでし

う、こういう指摘が一方にあり、また同じところから、全然ないとするれば、国連の指揮のもとに入らないとするれば、日本の主権の中で、日本の指揮のもとでやるということになるんじゃないですかという、こういう角度的議論が非常に多かったというふうに私は理解しております。

その是非はともかくとして、私は、調査研究あるいは仲間とざっと議論をしてきて一つの考え方を持つております。それは要するに、この法案の立て方というのは両面性を持つておるんだ、指揮権というところでは両面性を持つておるんだというところが基本です。これがベースです。それは今改めて、コマンドを指揮と訳すべきだ、指図と訳すのはよくないとかという議論は私はここでもう繰り返さそうとは思いません。ただ、懲戒処分権を伴う指揮と懲戒処分権を伴わない指揮というのは違ふに決まっていますから、違ふんですから、国内法制上の用語とはそれは違つてくるんですから。ですから、指図と政府は言葉を選ばれた。それが気に入らないんだらう、じゃどういふ言葉を使えばいいんですかと逆にお伺いを申し上げたいというふうな気持ちです。ですから、それは置いておきます、こっちは。

そうじゃなくて、要するに両面性があるんです、指揮については、二元的、二元化と言つてもいいと思いますが、まあ正確に言えば私は両面性があると。ですから、国連の指揮のもとに一〇〇％、先ほど申し上げましたS O Pとか訓練マニュアルにそう書いてあるじゃないかと。その書いてあるじゃないかとというその文章をもって、フリーズをもつて一〇〇％入るべきだ、入るはずじゃないかと。もし政府が一〇〇％入ると答えたとすれば、それはBタイプの武器使用の命令を受けてやらなきゃならないでしょう、だから九条違反の憲法違反じゃないか、この角度が一つあるわけですよ。ですから、それはないんです。そういうことになってない、両面性があるんですから。一〇〇％国連の指揮のもとに、マニュアルに書いてあるから入るんだらう、入らないと答えれば

に入らない、そういうわけにはいかないんです。大体S O P、P K Oガイドラインとか訓練マニュアルというものは、まさにマニュアルなんです。まさにガイドラインなんです。そこに拘束力も強制力もないんです、この文書には、それが一つ。

○山田委員 要するに、できるんだという確認をいたしました。私もできると思っております。具体的に国連のP K O関連重要文書、そのガイドライン、訓練マニュアルのほかに、ここにモデ

○野村政府委員 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘になりました三条一項の「武力紛争が発生しない場合においては」というところの意味でございますけれども、PKOの定義そのものは、これは四十三年間の長い歴史の中で、コンゴ型国連軍のような明らかに今まで行われていたような慣行から照らしまして例外的な場合を除きまして、できる限り網羅的に定義した次第でございます。したがって、国連レバノン監視団、UNOGILと言われております、その事例をこの定義の中に含めるための規定でございます。

確かに、委員会の審議の中で予防的なPKOではないかという御指摘もございました。私も、武力衝突が発生しようとしているときに、それを武力でもって予防するためのPKOというのが設立されるということは、PKOの慣行からいたしましてあり得ないというふうに考えております。

他方、先ほど御指摘しましたUNOGILのように、ともかく監視団を派遣いたしました。監視を通じて紛争の発生を未然に防ぐとの効果を期待してのPKOが設立されるということは、UNOGILの実例にもかんがみ、あり得ると考えられるわけでございます。そのような場合でありまして、それは安保理の決議により、一種の国際社会の意思を反映した形で設立されるものであるというように思います。事務総長より参加要請があれば、この法案の規定に従いまして検討することになるわけでございますけれども、現地等の状況等、いろいろな事情を慎重に考慮して判断するべきものである、そういうふうに考えております。

○山田委員 そういうことなんですけれども、ちょっとわかりにくいものですから、できれば、具体的な事例が、こういう場合が実はあったのか、こゝへ括弧書きで、これも対応できるように入れておいたんだという説明の方がわかりやすいです。

私が調査した限りでは、いわゆる停戦の合意がない、それは武力紛争が顕在化してないのですから停戦合意はあるわけがない、それは実態的に同じだとすることがまずできるのです。それで、

じゃ実際に武力紛争としてそれが顕在化されてないときに監視団が出たとおっしゃる。それはどういうときに出したかといいますと、レバノンでしたか、レバノンにシリアの武器商人が国境を越えて武器を供給していたんです。武力紛争は顕在化してないのですよ。レバノンにシリア側から武器商人が国境を越えて武器を供給しておった。これは将来に禍根を残しちゃいけないよということ、いろいろな国連の安保理の検討、決議で、それが監視団を国境地帯に置くじゃないかという事例が一件あったわけですよ。ですからそれは、もしシリアという国が要するに国として武器を供給していたというふうなことになりますと、これはまた大きな次元の異なる話になってくる。

武器商人が国境を越えて供給していた、それを監視するため、させないためにという、そういう形で実は出たんだ。これが実は括弧書きのところでありまして、ぜひわかりやすくひとつ、参議院の方でいずれ審議なさるわけですから、わかりやすく議論、御答弁していただければ、こんなふうに思います。

それからもう一つ、私ちょっと一つ確認したいのですが、昨年の八月二日、イラクがクウェートを電撃的に侵襲しました。その以前の段階で、クウェート国内で、何か武力紛争とかあるいはその他の種類の紛争というのがクウェート国内の問題としてあったかどうか。これ、ちょっと御報告ください。あったのか、ないのか。要するに武力紛争みたいなのがあったかどうかです。

○丹波政府委員 私の記憶でございますけれども、当時そのような紛争は存在してなかったというふうに認識いたしております。

○山田委員 そうすると、これはよく自由法曹団の方々がおっしゃるのですが、ジャクウェートがイラクの攻撃を恐れて、八月二日以前にです、

仮にそのときにPKO、PKF、我が国が出せるようなシステムがあったと前提して、仮定して、

怖いから、クウェートの主権が侵されそうだから、ぜひPKFを国連に要請したい、仮にそうなった場合に、国連は出しません、そんなところへ。内戦があるわけじゃないし、イラクという国から攻められるかもしれないという理由でPKOを出してくれと言われたって、出さけないのです。PKOの本義、本質からいってあり得ない、そんなことは。あり得ません。そういう場合には、それは国連が送りません、安保理が決議しません。万が一決議したとしても、日本の政府に派遣の要請が万が一あったとしたって、日本の政府はもう一回そこで判断できるわけでしょう。要請されたから、はいはいって出さなさいいけない義務はない。PKO、PKFというのは自発的に参加するものだ。だから、行く行かないは自発的に決めるんだということになるわけですよ。

さて、時間がありませんので、いろいろまだ確認したい点はございますが、基本的には、当委員会で特に議論になりました点は私なりに私の見解は発言をさせていただいたと存じます。

最後に私は、去る二十七日のこの委員会議場の混乱について、マスコミの論調を一つ御紹介をさせていただきます。

これは強行採決ではない。社会党などが、物理的な力によって、採決阻止を強行したために起きた現象だ。

ろくに審議もせずに採決を強行したのなら批判は当然だが、実態はそうではない。PKO法案の審議は、前国会から継続してきたもので、公聴会も終えている。

国民の大多数が認めている自衛隊の存在自体を「違憲」としたままの社会党と、合憲の立場の自民、公明両党の間では議論はかみ合わない。一定の審議時間が経過すれば、採決に移るのはやむを得ない。

にもかかわらず法案の採決を阻止しようとするのは、力ずくの強行採決という形にもち込

み、同法案が危険なものであるかのようなイメージを作り出すことによって、国民の反発や不安をあおろうとする意図的な戦術としか思えない。

こういうマスコミの、有力な新聞の社説であります。

それから、先ほど社会党の秋葉委員が御発言を午前中なさいました。社会党にも責任はあるが与党自民党にも責任はあるという御発言がありました。それらいずれも私どもの認識に極めて近いものと心から敬意を表する次第でございます。

以上で、私の発言を終わります。

○林委員長 次に、東中光雄君。

○東中委員 先日二十七日、この特別委員会は、午後五時二十分ごろに船田元議員の質疑が終わりまして、そして大島理事が、「議長。緊急動議をお願いします。」という発言がありました。その後御承知のような大混乱が起こりました。そういう中で、委員長は、林委員長は委員長席にはおられない。大混乱でありましたが、そういう中で採決なるものが行われたと言われております。総理は、このいわゆる採決が行われたとされておるとき、二十七日の午後五時二十分過ぎのこの委員会採決が行われたと言われているのと同じくは、委員会に総理は出席されておったのでしょうか。そして、採決が行われたと言われている採決というのは何回、どのようなものが行われたか、総理は認識をされたのでしょうか、お伺いします。

○宮澤内閣総理大臣 委員会の御運営のことでございますので、詳細は私から申すことではないと思っておりますが、もとより、皆さんが御熱心に御審議をせられ、また政府としても最善を尽くしている御説明を申し上げておりました。その結果の委員長長の御決断であったと存じております。

○東中委員 総理は、その採決されたと言われているときに、この委員会席に出席をされておったのか、あるいは退席をされたのかという事実について聞いておるのでありますが、そのことについて

でも総理はわからないような状態なんですか、どうなんですか。

○宮澤内閣総理大臣 委員会におきまして御決定がなされたと承知しております。

○東中委員 そんなことはわかっているのです。その提案者の、責任者である内閣総理大臣はその

委員会に出席しておったのか、退席しておったのかというについての答弁さえ拒否され

る。私はそれぐらい――事實は退席されたのでしょう。いなかったのじゃないですか。そのこと

を何を恐れて発言できないのですか。

委員長は委員長席に着いておられませんか

た。そして、何が採決に付されたのか、そのことは全くわかりません。会議録を見ますと、

○大島委員 議長。緊急動議をお願いします。
(発言する者多く、聴取不能) 打ち切りをお願いします。

いします。採決をお願いします。(聴取不能) 以上でございます。

不^ま存在^{ぞう}だ。採決が不^ま存在^{ぞう}である以上、その採決を今この補充質問とか確認とかいったって、なかっ

たものを確認しようがないわけであります。
そういう点で委員長にお伺いしたいのですが、

一体、そのとき何を提案されたのか。修正案なるものは理事会にも委員会にも全く配付もされていない

なかつた。特に自民、公明両党による修正案なるものは、提出することがあるということさえ、一

言の発言も理事会ではなかったでしょう。文言も見たことない。(発言する者あり)そういう形で、

今不規則発言がありましたように極めてふまじめな形で、なかったものをあつたと言う。私は許さ

れないと思います。委員長、どう思われますか。

○林委員長　東中君の御質問、御発言にお答えいたしますが、いろいろな経過がありました。私

から一つ一つの事例を取り上げて申し上げることは差し控えたいと思いますが、理事会におきまし

ていろいろと御協議をいただき、昭和五十六年三月七日の予算委員会の例に準じて処理をするとい

うことに申し合わせをしたところであります。それにて御了解をいただきたいと思ひます。

○東中委員 昭和五十六年の予算委員会のいわゆる差し戻し審議の方式でこの審議をやるということ

とでありますけれども、私たちはそれには反対をしました。そして、そもそも存在しない採決を後

の指揮権は派遣国である日本にある、国連事務総長なりPKF軍司令官は指揮権はないという趣旨

の答弁をされましたが、PKFに参加した自衛隊の部隊の自衛隊員はその軍司令官の指揮には従わ

ない、こういうことでございましょうか、お伺いします。

○宮澤内閣総理大臣　そのことはもう何度も御議論になりましたので繰り返し言いませんけれど

も、要するに私のお答えは、指揮とか指図とかコマンドとかいう言葉がたくさんに使われておりま

して、その関係がどうなっているかということについてのお答えであったわけであります。

繰り返しませんが、要するに懲戒権等々によって担保されるという意味での、そういう意

味での指揮を受けるということはない。ただ、法律の規定によりまして、実施計画というものはそ

の指図に整合するように書かれるものでありますし、そういう限りにおいて国連事務総長あるいは

その代理者のコマンドのもとに置かれる、こういうことでありますことは、何度も政府委員から

○東中委員 国際公務員、国連職員が国連に対し御答弁申し上げます。

て職務上負っている義務といいますが、あるいはその国際的性格といいますが、それは国連憲章百

条に規定があります。それから、PKFに派遣された自衛隊の自衛隊員は、あのモデル協定の九項

によって、その国際的性格を規定をしています。その国連職員に対する規定と、そして協力隊員と

いう形で自衛隊員がPKFに派遣をされた場合の国際的性質というものは、文言は若干違いますけ

れども全く同じというふうに言ってもいいような状態になっておりますが、その点いかがでしょう

か。
○丹波政府委員 何度も当委員会では御議論がござ

いきましたこのモデル協定の九項の意味でございますが、国連の側から見ますと、参加各国が、複數

の国でございまして、その国連司令官の指図のもとに統一的な行動をしてもらわなければPKF

のミツシヨンが遂行できない、そういう意味で、

いない。そういう指図に適合するように実施要領でやるというのではなくて、政府から指示を受けない、受けてはいけない、派遣国は、というのが国連九項であるということを言っているのではありませんから、指揮関係について国連の原則と違った体制にこの法案はなっているんだということを、はっきり申し上げておきたいと思います。

時間がありませんから次の問題に入りますが、防衛庁長官に伺います。

PKFに派遣された自衛隊の部隊、自衛隊員は、国連事務総長、当該PKFのフォースコマンドー及びフォースコマンドーが確立した司令部から指揮系統を通じて発するコマンドオーダー、これは文書で出されるのが普通ですが、それに従って行動をする。コマンドオーダーは、司令部から出すディレクティブ、指令あるいは指示あるいは作戦命令あるいは緊急事態に対応する緊急事態への作戦計画、こういう形で次々に出されてきますね。それはフォースコマンドーからフィールドコマンドーを通じてずっと下へやってくる。それに従ってオペレーションをやるのかやらないのか、それに従うのか従わないのかという点をお伺いしたい。

○宮下国務大臣 SOPにおきますこの指図という問題が当委員会でもたびたび議論がございますが、これは外務省の方からも御答弁ありましたように、配置または組織、行動に関する一つのガイドラインと申しますか、そういうものでございませぬ。したがって、それに適合するように我が国としては実施要領をつくるわけでございませぬから、その実施要領に従って私どもとしては行動するわけでございませぬ。したがって、その間にはおのずから調整があり得る、調整されたものである、そしてまたきちんと調整されなければなりません。そういうものに従って行動するということがございませぬ。

○東中委員 そうしますと、国連の当該PKFの軍司令官及び軍司令部から出てくる系統的な指揮命令、作戦命令に従うんじゃないかと、それに適合するように実施要領をつくらせて、これは本部長がつくりませぬ、あるいは本部長が変更する、それに従うんだ、だから直接平和維持軍の軍司令官の指揮命令に服すのじゃなくて、それに適合するように日本の本部長がつくった実施要領、適合するようにやるために調整せよと言いましたね、今、そうしてそれには従うんだということですね。二重になるんですね。

○宮下国務大臣 ただいま私、調整という言葉を用いましたが、これは国連のSOPの今申しましたガイドライン、これと我が国の指揮系統に基づいた実際の問題の調整、これを実施要領に基づいてやられるわけでありませぬから、私どもとしてはそれに従って行動をしていくことを申し上げたわけでございませぬ。

○東中委員 ですから、派遣された自衛隊員は本部長のつくる実施要領で動くのであって、国連軍から来た命令、作戦命令、軍司令官から来た命令に従って動くのじゃない、そういうことですね。そこははっきりしてください。

○宮下国務大臣 これは仕組みの問題もございませぬので、正確を期す意味で外務省の方から答弁させていただきます。——外務省ではありません。

失礼しました。室長の方から。

○野村政府委員 お答え申し上げます。ただいまフォースコマンドーのコマンドの実施というものは、フォースコマンドーが我が国から参加している部隊員を直接指揮する、実施するものではございませぬ。

私、この機会にちょっと今このコマンドと我が国の部隊の指揮権の関係について御説明させていただきますので、まずコマンドがフォースコマンドーより、日本の部隊長だと思えますけれども伝達されるという場合に、この部隊長、これはこの法案の八条三項によりまして本部長により実施要領の作成、変更の権限の一部を委任された人、それに当たることになると思えますが、それがそのコマンドを実施するに当たりますから、本部長より渡されている実施要領の枠内でやるかどうか、コマンドの内容が、それを判断いたしましたして、その枠内であればすぐその部隊を指揮してコマンドどおりに業務の実施に当たるといってございませぬ。

その次に、実施要領の枠外であるというときに実施要領の変更を行うことになるわけでございませぬが、コマンドの内容が現地での微調整的なもの、例えば業務の実施の場所、時間等の微調整であるような場合には、法案の八条三項の二つよりまして本部長よりあらかじめ権限を委任を受けた、そういう隊員といたしましてこの実施要領をコマンドに適合するように変更いたしましたして、それで部隊を指揮してコマンドどおりの業務の実施に当たる。

次に、コマンドの内容がやはり本部長による実施要領の変更を必要とするようなそういった場合には、部隊長は直ちに本部長に連絡、実施要領の変更を本部長より受けた上でコマンドどおりの実施に当たる、そういう仕組みでございませぬ。

いづれにいたしましても、国連のコマンドは実施要領を介する形で我が国部隊長の指揮のもとで部隊によって実施される、そういうことになりませぬ。

○東中委員 わかりました。だから一々命令、コマンドに従うのではなくて、コマンドが出る、あつたの行動について出たコマンドを今度は作戦要領という、本来は総理大臣、本部長がつくるもの、そういう実施要領の中へ入れかえるんですね。入れかえなければ行動できない。だから指揮系統が完全に違うわけですね。だから、国連の平和維持軍の行動とは違う独自の平和維持隊の実施がやられておるといことになるわけですね、これはそういう答弁ですから、それはそう確認しておきましよう。こんなことは世界じゅう通用しませんよ。

そして次に、八条の二項についてお聞きをした。この実施要領を変更する、国連の指図に適合するように変更していくということを言われました。

が、ところが、武力衝突が現場で起こって、というふうな場合には、この法案によりまして中断という処置をとっていくことになるわけですね。その中断の処置をとるのは実施要領によってやるわけですね。その中断の処置をとる武力紛争が起こったときにどう対応するかということ

は、実施要領で中断をやっていくんだ、国連は国連で武力の行使のあの規定が全部SOPにもあります、訓練マニュアルにもあります、できるだけ武力行使にわたらないようにいろいろ努力する、それでも任務遂行の邪魔になったときにはやるんだ、こういうふうになっていきますね。その国連の武力衝突が起こるようになったときの作戦命令あるいは作戦計画、コマンドから出てきたやつには全然適合しない。適合するようにするものとするというところから外してしまっているのですね。

そして、日本が独自にやっちゃうんだ、こうなっているのですね。そして、正当防衛のための武器使用だ、こう書いてあるのですね。

これは、一番重要なときに国連軍のコマンドに対する作戦命令に適合するようにはしないで日本独自にやっちゃうんだ、こういうことになりませぬ、これはもう部隊が参加しているのですから、各国とも軍隊が参加しているのですから、戦争じゃありませんけれども、そういう状態で、いざ武器を使う、武力を行使するんじゃないかということとを言うときに、撤退をするんだということを勝手に日本が決めて、そして中断、撤退をする、その場所です、そういうことになっていきます。

ところが、先ほど公明党の発言にもありましたように、撤退というのはその場面ごとに判断するようない問題じゃないんだ、はっきり書いていますね。国連事務総長に適切な事前の通告を行うことなくPKOから自国の人員を撤収してはならないと書いてあるのです。だから、武力紛争が起こりそうになったから、もう国連司令官の指揮に従わないで、適合するようにしないでさっさと撤退をするというふうなことを言うのは、このモデル協定で言っている、事前に国連事務総長に通告する

ことなくして国連平和維持活動から撤退することは、撤回することはしてはならないと書いてあるのです。明らかに国連の体系と違いますが。防衛庁長官、どう思いますか。

○宮下国務大臣 たいだいまのような、先生のような御想定の場合におきましては、これは我が国は、この国連に言ういわゆるセルフディフェンスという広い意味ではございますけれども、任務遂行のための武器使用はできませんので、そういうことの事態が仮に起きれば、一時的に撤退、避難等をいたしまして、そしてなおかつ、その上で継続的に我が国の任務をこの法律に従って施行することはできないというような事態がございませう。この法案に予定されているとおり撤退ということになる、このように考えております。

○東中委員 武力の行使やあるいはコマンドとは別個の撤退行動をやるなどという、そういう枠組みになっているのです。

なぜこういう枠組みになったのか。外務大臣はこの前私の質問に、「日本の今までの憲法解釈の延長線上からいって現在のような法案にしない」と国際貢献がやれない。「貢献ができるように法律にいろいろ書かしてもらった。」これは憲法に適合するようにやるためには、撤退も途中でやるし、国連軍の軍司令官の指示に従わないで一々日本の実施要領に従う、こういう国連と違う体制ですね。武力の行使というのはあらゆる場合にしない、しかし武器の使用をやるんだという、体系が違いますね。そういうふうにしたんだから、もし参加するということがあれば、参加協定には明白に、そういう国連の原則と違った日本の憲法上制約を受けたものについてやるんだ、いわゆる五原則ですね、これを協定の中にちゃんと載せなければ、載せることを国連が拒否したらそれは参加させない、載せたら初めて参加する、だから、そのかわり普通の国連と違う、国連の平和維持軍に参加するんじゃないで、法案に書いてあるように国連平和維持軍に協力する部隊の派遣ということになると思いますが、そういう協定できちっと載

せるか載せないか、明確に答えていただきたいと思ひます。

○丹波政府委員 先生が御議論になっておられる状況といえますのは、例えば停戦が破れたといったようなPKOの、PKFの前提が崩れた場合の状況でございまして、私たち、日本の五原則あるいは法案作成に当たりまして、今まで参加していった主要各国に問い合わせてみましたけれども、まさにそういう前提が崩れた場合にはその任務を中断するという各国の参加部隊がたぐさんあったわけでございます。したがって、そういう場合に任務を離れるといえますのは決して国際常識から見てもおかしいことではございませんで、先生も御承知のとおり、前のPKO担当の国連の事務次長をしておられたアークハート氏も、先般日本におけるインタビューの中で、こういう場合の撤退は日常茶飯事だと言っておるわけですね。そういう意味で、決して国際的に非常識な法案をつくった、あるいは五原則を立てたというものでないことは、ぜひ御理解いただきたいというふうに考えます。

○東中委員 時間がありませんので、これは外務大臣ちゃんと答えてください。だって、日本は憲法解釈上こういう独自の体系でいくんだということなんです。国連の体系と違うんだから、だから、参加協定を結ぶときには、日本の独自の体系でいくということを国連側に承諾をさせなければ参加できない。国連の言うてるとおりにいくんだから日本の体系は進めないから、だからそれは拒否するということになると思うんですが、それはもう時間がありませんので……

せっかく来ていただいておりますので、自民党と公明党の修正案につきまして、どうしてもお伺いしたい点が一点だけございます。国連平和維持軍、PKFに自衛隊が参加する場合、それは参加するということで、海外へ出動するということ場合には事前の国会の承認を得べきだ、少なくともやむを得ない場合は事後速やかに承認を得べきである。これはシビリアンコント

ロールの当然の原則ですが、そういうことはする必要はないんだ、そういうことはしたらいけないんだということをおっしゃって、そして出ていった部隊が二年たったんですよ、二年以上行こうと思つたら国会の承認を得るんだ、これは全く奇妙な制度だと思ひます。私は思ひます。全く理解できないです。

自動車を運転しようと思う者は、運転免許をとってから運転をして、そして免許期限が二年過ぎたら更新をしてまた免許を受けるのですね。ところが、運転しようと思うときに、出ていこうと思うときに承認は要らないんだ、免許は要らないんだ、それで二年たつて続いて運転しようと思うたら承認は要らないのと同じですよ。全く理解できない珍妙な提案であると思ひます。その点についていかがお考えか、外務大臣と提案者にお願ひをして、私、時間ですので終わります。

○与謝野委員 先生の御質問は、なぜ実施計画が決定された日から二年を超えて業務を実施する場合に限って国会の承認を求めるとしたのかという御趣旨だと思ひますが、本修正は、国連平和維持隊の任務は本来暫定的なものであること、それから二年を超えて継続するような場合には、継続することの妥当性につき国会の判断を求めるといふ、より慎重な手続をとることが適当である、そういう考え方によるものでございます。

○東中委員 時間ですから、終わります。

○林委員 次、和田一仁君。

○和田(一)委員 きょうは、初めに一言申し上げておきたいと思ひます。去る二十七日の本委員会のあの採決の状況はまさに遺憾であった、私はまずこの見解をはっきり申し上げておきたい、こう思うわけでございます。総理はお体何でもございませんでしたか。というの、先ほども質問ございましたが、実は大変な混乱でございまして、総理をお守りした、あるいはどなたかをガードをした衛視さんか、どういうところにおったか知りませんが衛視さんがけが

をされているという報道記事もあつたぐらいの、いかに異常であつたかということをおもひます。混乱した中で委員長も正視の席にはおられませんでした。私は委員長の方へ寄つていつて発言をさせていただいたぐらひですが、総理はついに最後は、私も、いらつしやるかどうかよくわからない、緊急避難をされたのかなというふうにおもひます。私どもははつきりと認識しておかなければいけない、こう思うわけでございます。

この法案の重要性につきましては、私もはつとに国際協力の面からも、また国連の行方平和維持活動に対する我が国のあり方として非常に大事に考えてまいりました。特に、自衛隊を派遣してPKFに参加させる、こういう初めてのことでございませうだけに、当委員会といたしましては、先国会以来、非常に慎重にかつ円満な運営のもとにこの審議を積み上げてきたのでございませう。それは、常に委員会の持ち方については、各党がそれぞれ意見や希望があつても、理事会の合意のもとにその日程が決まれば、決められた日程どおり行うという、そのよき習慣の上でこれが進行してきたからにはかならない、私はそう思っております。

しかし、あの二十七日の状況というのは予定の日程にない状態、つまり事前に合意しておつた日程が終了しないうちに突然質疑の打ち切り動議が出された、そして採決を行わんとしたことがあの大きな混乱のすべてのもとであるといふことは言うまでもないと思ひます。

私から申し上げるまでもなく、そもそも民主主義というものは異なる意見の存在するということをお前提としておるわけでありませう。もちろんこの言論の府、立法の府である国会にも異なる意見はたくさんあるわけでございます。その反対意見、少数意見の存在が担保されて、その開陳に時間的なあるいは配慮があるというものはこれは当然のことでありまして、少数意見というのは、その

限られた機会に堂々と意見を述べて、みずからの意見を開陳していくことが非常に大事であります。また多数派というのは、その少数意見に静かに耳を傾ける雅量と、言いかえれば忍耐も必要である、これが求められるということは当然のことではないかと私は思うのであります。たとえ少数意見であるとしても正当な意見であるならば最大限にこれを取り入れていくということが何よりも大事であり、これが民主主義あるいは民主的な風土を醸成させていく上で欠かすことのできない大事な方である、私はこう考えております。

でありますから、少数意見というものも、意に反するからといって物理的な抵抗を試みたり、あるいはまたいたずらな審議の引き延ばしは、これは厳に慎まなければならぬ、同時に、多数派は数の論理で事を処していけばよろしいというものではない、まして問答無用とも言うべき質疑の打ち切り等は、これは話し合いで物を決めていくという原則を壊してしまうことになるのであります。私は、一つの結論を出すのはもう時間の問題だというふうに十分理解されている理事間でどうしてもう少し話し合いができなかったかを非常に悔いるものでございます。

あのやり方は、この法案を初めから撤回したいという人々にとっては物理的な抵抗の機会を与えるためのわざわざきつかけをつくるようなものであり、また、実力をもってこれを阻止しようという反対派としては、そういうことが一つの必要悪としての幕引きの場として考えなければならぬ、あたったというならば、これは日本の国民にとって本当に無残な思いと言わなければならぬ、私はこのように思うのでございます。あの大混乱を目の当たりに見ていた国民が拍手喝采をしたのでありましょいか。私はそういう人はおらなかったと思うのであります。

そこで私は、先ほど午前中の御質問の中で、社会党の質問の中に、やはり委員会も反省すべきだ

という極めて謙虚な発言もございました。委員長はそれに対して、濃密な審議を尽くしてきたが残念の一言に尽きます、こういう御見解を言われました。まさにそのとおりではないかと思ひます。私は、こういった委員会のあり方を二度と繰り返さないためにも、ただ、委員長報告というものは私情を差し入れた報告はできないかもしれませんが、明日の本会議報告にはこういった厳然たる事実のあったというだけではどこかでお入れをいただかないといけないうような思いがしてなりません。これが残念という表現で言うことができません。この混乱のあった事実だけは省略して報告すべきではない、このように考えておきますので、これは要望として委員長に申し上げておきたい、こう思う次第でございます。

総理にちょっとお尋ねをいたしますけれども、あの日、あの直後、あの混乱した強行採決があったわけですけれども、あの強行採決を事前に知っていたか、了承したかという質問に対して、これは新聞屋さんの質問ですけれども、総理は、政府のことではない、国会のこと、その辺ははっきりさせておいてくださいと否定をされる御発言をされたように私は聞いております。私は、政府・与党の長であり政党政治の頂点にあるあなたが、このことに何の責任も痛痒もお感じになっていないという事実はない、このように思うわけでございます。総理の率直な気持ちをぜひ表明していただきたい、こう思うわけでございます。

総理が、総理におつきになって、これからの日本のことを国民におっしゃったその中に、日本を品位ある国にする、品格ある国家をつくりたい、こういうお言葉が初めて出てまいりました。非常に私は、こういうことは今までにない新しい国づくりへの意欲だな、こう感じたわけでございます。私は、そういうお言葉から、品格ある国家とはなぬという私なりのイメージもつくってまいりました。国としての高い教養であるとか風格であるとか、あるいはみずからを高めることなく、むしろ世界の人のために率先汗を流しあるいは涙

を流し、あるいは時に世界の平和のために身を挺する、そういう気概のある国家である、こういうものを総理のあの品格ある国づくりという言葉の中から私なりにイメージしてまいりました。

しかし、残念ながら、今その国権の最高の機関である国会が、こういう大事な法案を審議するときにああいふ事態が招来して、大変な、国民からまたかつての国会に逆戻りのような印象を持たれてしまふ。国会、政治の品位が、私はあのことによつて下がった、こう思わざるを得ないのであります。品格ある国家をつくらうと思っておられる総理にとって、どんな考えをお持ちかを聞かせたい。

○宮澤内閣総理大臣 先ほども一言申し上げたところでございましたけれども、私が報道関係の諸君に申しましたことがやや徹底を欠いておった嫌いがございします。私が申しましたことは、各党とも大変ベストを尽くして御熱心に御議論になり、本当に最善を尽くされたと自分は考えている、政府としてもまた長時間にわたって御審議を十分に願って、政府も最善を尽くしていろいろ御説明を申し上げたつもりであるということを申し上げたわけでございますけれども、この委員会の運営状況について政府としてどういう責任を感じるかという質問でございましたから、その点は、政府ということになれば、これは国会の運営をされることに軽々しく物を申すべきことではない、そういうこれは原則でございますが、ということをお答えしたわけでございます。

それで、今どのようにこの事態を考えているかということでございますけれども、大変に御熱心な御議論があり、長い時間の御審議がありまして、私もベストを尽くしてお答えを申し上げましたし、また、御記憶のように、国連関連の文書については国連の責任者に再度折衝をして、御内々ではあるけれどもごらんをいただけるような努力もいたしたところでございますので、政府としては万全を尽くしたと考えております。た

だ、各党間の御意見の相違が解決されませんでそのような事態に発展したものと考えております。その後、各党のお話がありまして、今日のこういう御審議があり、今後の展望が開けつつあるところでございます。そのことには敬意を表しておるところでございますが、私がここで答えたいというところにならざるを得ませんので、今日こういう御審議が再度行われ、展望が開けますことを、政府としては心からこいねがっております。

○和田（一）委員 あの混乱の後で、私は、宮下防衛庁長官がまだいらっしゃいましたので、興奮の冷めやらないこの会議室の隅で、恐らくこの状態は法律的には成立したと言うだらうけれども政治的にはこれは無効だよ、こういう混乱の状態の中であんな部下である自衛隊にあなたは心から頼むから行けというような、そういうことが言えますか、こう私は申し上げました。防衛庁長官は答えはございせんでしたが、その思いは、私は極めてつらい思いであつたらうと思うわけでございまして、ぜひひとつきちんとした格好でこれから出していくための努力を私もせねばならぬと思つてございします。

ただ、私は、きょう非常に時間が少のうございします。先般、あの混乱の中で私も修正案を出しまして、そして私はその趣旨の説明をいたしました。が、残念ながらここに出席されております委員会報告、今日の委員会のあり方も含めての委員会報告はたつた一行で済んでおりますので、我々の修正の趣旨が伝わらない、こう思いますので、この際、再度説明をさせていただきたいと思つてございします。

御案内のように、米ソ冷戦の終結を契機といたしまして、私も、あの湾岸戦争の教訓を踏まえて、世界は東西の枠を超えた国際秩序の構築を目指している、こう考えております。国連中心主義に立っている我が国が、世界の平和と繁栄を各国と共同して守っていくという意思

を内外ともに明らかにして國際的な責任を果たしていくためにも、速やかな実現がなければならぬ。大事な問題であります。國連平和維持活動、すなわちPKOへの参加、協力体制の確立がなければなりません。私は、その意味で、政府案が国会に提出された趣旨、内容については十分これを理解するものでございます。

しかし、残念ながら政府案は、国会承認という極めて重要な核心を抜き去って、このままでは三党によるせつかくの合意のための努力が画竜点睛を欠く結果となるのだと言わなければなりません。

修正案では、私どもは、自衛隊を部隊としていわゆるPKFの活動協力のため派遣する場合に、政府案第六条に定める実施計画について、平和協力業務の開始前に国会の承認を得なければならぬものとし、また国会閉会中の場合または衆議院が解散されている場合は、その後最初に召集される国会において速やかに実施計画の承認を得なければならぬものとしております。またこの規定は、当該実施計画の変更の場合にも準用することとしておるわけでございます。

以下、国会承認が必要とされるべき理由について御説明を申し上げます。

第一は、国会承認は、申すまでもなく最大のシビリアンコントロールであるということでありま

す。シビリアンコントロールとは、國權の最高機関たる国会が自衛隊の行動をチェックすることであり、内局統制、官僚統制のことを指すのではなく、自衛隊のPKF派遣に当たっては、国民の代表たる国会の意思を明確にすべきであるという考えであるのであります。

第二は、国会で承認することがPKFへの参加を無条件に認めるものではないという明確な歯止め措置となる点であります。

行政は、いわゆる五原則を法制化したいたしました。しかし、これらはいずれも、これまでのPKOの目的・任務に照らしてみれば当然のことであ

るにすぎません。また定数の上限も、各国の例に倣うものであります。国会承認という歯止めを設けない場合、結果的にすべてのPKOへの参加に政府のフリーハンドを持たせるということになってしまふのであります。

第三に、PKOの活動内容には相当幅があり、個々の活動ごとに国会がチェックする必要があるという点であります。

PKOは國連憲章に明確な規定があるわけではなく、そのときどきの國際情勢から生じた平和維持の必要に対応して発展してきたものであって、活動の態様もさまざまであり、國連の役割の重要性が増し、PKOの活動が多様化しつつある今、過去の実績のみによってPKOのあり方を判断してはならないと考えられるのであります。

PKOの中でも特にPKFへの参加は、國連から受けた要請を吟味し、國連に与えられた任務が正当であり、かつ、実現可能なものか、国民の合意は得られているか、財政的に派遣可能かどうかなど、ケース・バイ・ケースによって国会が判断し、参加の可否を決すべきであると考えるものであります。

第四は、国会が議決し、国民の総意として自衛隊を送り出すことにより、自衛隊に対する国民の理解が深まり、隊員の士気が高まるという点であります。

PKO、特にPKFは、國權の発動たる軍事行動ではありませんが、危険度、規律、行動力、組織力、いずれをとっても軍隊としての能力や体制を必要とするものであります。自衛隊でなければできない仕事を、自衛隊員の皆さんがその任務に使命感を持ち、堂々と胸を張って働いてこられるような条件を整備することこそが政治の責任であると考えらるものであります。

第五は、国会承認とすることが活動の迅速性を妨げることはないという点であります。

國連からの派遣の打診、要請、安保理決議採択までの関係当事国への了解取りつけなどの期間を考えると、国会の関与に十分な時間をとることは

可能であり、また本案では、国会閉会中の場合または衆議院が解散されている場合はその後最初に召集される国会において承認を得ることによりというふうになされておられ、活動の迅速性は十分に担保され得ると考えるものであります。

以上が、私ども修正案の趣旨及びその内容の概要であります。

なお、この主張は多くの国民の求めるものでありまして、修正があつて後の成立を心から願つてやまないものでありまして、このように政府が自衛隊を海外に派遣する際に不可欠の要件である国会承認のない原案に対して、私どもは、その原案については反対をせざるを得ないことを申し添えるものでございます。

また、國際緊急援助隊に自衛隊を参加させることは、これはかねてから我が党の主張であり、これがようやく実現することを評価するものであります。また、これまでの、自衛隊を日陰者扱いにして災害救助のための海外派遣すら認めてこなかった政府・自民党の姿勢に対しては、強い不満を表明し、しかし、この法案に対しては賛成することを私どもは決めていきたい、こう考えておることをここで表明させていただきます。

以上でございます。

○林委員長 次に、檜崎弥之助君。

○檜崎委員 二十七日のあの混乱の明るる日の新聞を拝見しますと、なかなか政府と与党の連絡が悪かったとか、あるいは賛成政党であった公明党と自民党の国会戦術についての連絡がなかったとか、そういう指揮官がどこにおるのかさっぱりわからないというあれもありました。あれは国会だからあの程度で済んだようなもの、これがPKOでそういうことになったら一体どうなるのですか。私はすぐそれを痛感しましたよ、指揮官がおられないままはどうなるかということ。

それで、シビリアンコントロールの立場からちよつとお伺いをしますけれども、確認をいたしますが、宮下防衛庁長官は、昭和二十年三月名古屋陸軍幼年学校卒業、同時に陸軍予科士官学校入

学、二十年八月終戦によってやめられた。つまり、これは職業軍人でありまして。

そこで私はお伺いいたしますが、総理は戦後政治の生き字引と言われておりますから、もうあえて聞きません、間違いないと私は思いますが、つまり、憲法六十六條の二項、つまり「内閣総理大臣その他の國務大臣は、文民でなければならぬ。」という規定があります。この規定がどうして入れられたか、生き字引ですから御承知と思ひます。

つまり、衆議院の段階ではなかった、この六十六條の二項は。そして、当時は参議院はありません、貴族院ですね。それで、貴族院でその衆議院から送られてきたのを審議しておったときに、連合國總司令部から日本政府に向かつて、憲法の中に國務大臣はシビリアンでなければならぬという規定を入れてくださいという要請が、つまり連合國の極東委員会から注文があった。そこで、日本政府は貴族院に向かつて、憲法の中に國務大臣はシビリアンでなければならぬという規定を修正として入れてくれませんか、あちらの注文ですからと、こういうことを貴族院で言われ、そして、國務大臣は武官の職歴を有しない者でなければならぬ、こうなった。つまり、過去職業軍人であった人は大臣にはならない、なれない、これが大体定説であります、大部分の。

それで、私は今ここで、そのときにどういう注文が行われたか、これをちよつと申し上げておきますけれども、そのときの担当大臣は金森先生でした。どういふふうにおっしゃったかと申しますと、当時は秘密院があったのです。秘密院にお伺いを立てられたのです。その秘密院に諮問されたときに、政府はやはりこの審議に際しては、文民とは武官の職歴を有しない者の意味である、そして、その語義の解釈は将来問題となり得るであらうと政府から秘密院にお答えをされております。その金森さんはどう言ったかというところ、この六十六條二項の文民規定について、こう答弁されておる。この解釈は、将来、国会、内閣、裁判所

の判断に任せる。三つ挙げておる。

そこで、私はちょっと聞いておきますけれども、防衛庁長官、今のあの経歴には間違いありませんね。

○宮下国務大臣 私陸軍幼年学校の三十九年卒業生であり、なお陸軍予科士官学校に入学いたしました。終戦により復員と申しますか、廃校になるというところでございまして、そのことはこれは変わっておりませんが、しかし先生、ちょっと加えてさせていただきますが……

○橋崎委員 時間がなからそれだけでいいです。

私は、悪いと言っているんじゃないんです。そういう過去の経歴をいろいろ背負って生きているんだから、みんな。ただ、私は、ほかの大臣ならそう言いません。防衛庁長官だから問題にしたいのです。

なぜか。過去そういう問題が起った。つまり、鳩山内閣のときに、第一次鳩山内閣、昭和二十九年十二月、野村吉三郎、参議院です、前のアメリカの特命全權大使、海軍大将であります。で、防衛庁長官に起用しようとなさった。ところが、やっぱこの六十六条二項がひかかって、野党はもちろんです。そのときは社会党は右、左、分かれておったが、左はもちろんです。これはだめだという意見で、しかも与党の中にも、隔世の感がありますね、与党の中にもこれは憲法六十六条二項にひかかると、だめだというあれが与党の中からも起ったからあきらめられた。良識がありましたね、そのころは。そして今度は二番目の第二次鳩山内閣、またそうなさろうとなさったんです。野村さんを。またこれはボシヤった、同じ理由で。

そして今度は三番目に、その翌年、昭和三十一年十二月、石橋内閣においても同じことをしようとしたがこれもボシヤった。つまり、防衛庁長官ではだめだ。六十六条の二項に触れると。

まあ、せっかくお見えいただきましたから、このおじいさんのお考えをどう考えられますか。

第二類第九号 国際平和協力等に関する特別委員会議録第九号 平成三年十二月二日

○鳩山国務大臣 ただいまのお話等につきまして、まことに申しわけないのですが、私自身余り勉強したことがありません。祖父が総理になりましたところに、私は幼稚園として小学校の一年に入るから入らないかという状態でございまして、いわゆる幼児、児童としてまだ発達段階がかなり未熟でございましたので、今先生からそういうお話を承って、物の本でも調べてみようかと思っております。

○橋崎委員 ぜひそうしてください。

それで、金森先生は三つ挙げられました。国会と内閣と裁判所。裁判所の判断にこの問題はなじみますか、法務大臣。金森大臣はそうおっしゃった、三つ挙げられた。

○田原国務大臣 法務省の所管ではないような気がしますが、私はさらに勉強を深めて次の機会に御答弁したいと思います。またの機会に。

○橋崎委員 いや、衆議院はまだ審議が行われるそうですから、またの機会をお待ちしておきます。

これは恐らく私の想像するところでは、いきなりこれは憲法違反だということは今までの例では却下される可能性がある。だから具体的にいさなぐちやいかぬです。一つは、失礼ですが宮下さんが防衛庁長官として不適格ではないかという裁判。それがだめならば、じゃ、国務大臣の歳費は百四十四万七千円、一般議員は百十八万円。二十六万七千円これは払い過ぎだ、大臣にふさわしくないからというような裁判も、起こそうと思えば起こせます。具体的な問題として、今、法務大臣は後から調べて答えるということですから、先に進ましていただきます。——いいですよ、まあそういう言わないでも。参議院もあるから、参議院でゆっくりやってもいいですよ。

そこで私は、これは重大な問題ですから、問題は決着していないのです。過去の審議の経過を見ますと、決着していない。それで大多数は、例えば大多数の学説は、ちょうど去年ですね、国会開設百年、これで佐藤功さん、今東海大学の先生

ですかね、憲法の権威。別館に呼びましたよね、講師として。その佐藤さんがやっぱりだめだと言っているのです。六十六条二項にこれは違反する、過去職業軍人であった人は。

それからもう一つ、宮下さんのために言うておきます。もう一つ議論があるのです。もう一つの議論は、自衛隊のことはもう言いませんよ、時間がない。あなたに関係するから言いますけれども、例えば、海兵あるいは陸士を卒業して任官した途端に終戦になった、こういう人はどうなるのか、職業軍人かという議論があります。あなたの場合はまだ、卵じゃないな、ひよこになって、もうすぐ羽ばたく寸前の職業軍人、これはどうかという議論については、いまだ決着を見ていない、学界でも、これをどうするか。だから、これはぜひ私はこの際はつきりしてもらいたいと思います。

○宮澤内閣総理大臣 この問題は、私の記憶ではその後政府見解を昭和四十八年ですかに決めておりました。大事な問題でございまして、法制局長官からその部分をちょっとお聞き取り願います。

○工藤政府委員 お答えいたします。

この文民の問題につきましては、委員ただいま御指摘のように、いろいろな学説においても議論があることは事実でございます。

ただ、今総理からお答えございましたように、政府といたしましては昭和四十八年の十二月に衆議院の予算委員会理事會に政府見解を配付いたしておりました。ここにおきましては、「憲法第六十六條第二項の文民とは、次に掲げる者以外の者をいう。」というふうに、まず第一として、「旧陸海軍の職業軍人の経歴を有する者であつて、軍国主義的思想に深く染つてゐると考えられるもの。」二つをいまして、「自衛官の職に在る者、」こういうことでございまして、自衛官を退職したような者は、これはまた入っていないということでございます。

○橋崎委員 最後、一問だけさせていただきます。

私が昭和四十八年、まさに四十八年にお伺いしましたとき、当時の田中総理大臣は、職業軍人であつた者、そして特に新憲法の精神に反するような思想の持ち主はだめだ。そうすると、宮下防衛庁長官はこの憲法に違反するP R O法案の作成者の一人であり、新憲法に違反する思想の持ち主だ。だからあなたは不適格である。院の構成に係するから、この法案はもう一遍審査し直さないとだめだというのが私の意見であります。

○林委員 長 此の際、串原義直君、東祥三君、古堅実吉君から発言を求められておりますので、順次これを許します。串原義直君。

○串原委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしました。ただいま議題となつております国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案並びに国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、反対の討論を行うものであります。

まず第一に、憲法解釈に関する政府見解の問題であります。

政府は、昨年の国連平和協法案の審議に際して、平和維持軍は武力行使を伴うということ、たとえ後方支援であっても憲法上参加できない場合が多いとの見解を示しておりました。しかし、今回はそれを根拠から覆し、自衛隊を併任の形で部隊ごとに参加させ、またP R O以外の人的平和協力活動にまで自衛隊の業務として参加させようとしております。それは、軍縮と協調の国際的流れとは相入れないものであり、幾ら五原則を法制化したと言っても、実質的改憲に等しい憲法解釈の変更であります。

第二に、平和維持軍に参加した部隊が合意、同意、中立の条件が満たされなくなった場合には、我が国の参加部隊は撤収できるとされております。

しかし、部隊の応戦の可能性、撤収の判断、実施の困難性等の問題がまだ説明されておられません。特に、国連の運用原則にはない異例の業務の

中絶は、他国部隊との間で混乱を生じさせることは目に見えて明らかであります。部隊の撤収、武器使用等についても、いまだに問題点が解明されておらず、従来の政府の見解に立つていたとしても、この法案が違憲でないという証明はなされていらないのであります。

第三に、武器の使用と武力の行使の問題であります。

政府は、武器の使用という概念を設定し、それは武力の行使とは違うという説弁を弄しておりますが、自衛隊員の使用する武器については制限はなく、言葉の上で武器使用といっても、自衛隊が部隊として一定の装備を持って海外出動するのであれば、実際には判断が難しく、憲法で禁じられている武力の行使、集団的自衛権の行使に至る可能性をぬぐい去ることはできません。

第四に、平和維持軍の派遣について事前の国会承認を拒否し続けていることでもあります。

自衛隊法で緊急出動や治安出動の際の国会承認が義務づけられているのに、海外に出動する場合は報告だけでよいというのでは、自衛隊の海外派遣が政府の独断で行われてしまうことであり、シビリアンコントロールの原則を踏みにじるものであります。

以上のことから明らかになりましたように、政府提出二法案は、昨年の国際平和協力法案廃案に示された国民の意思を顧みず、また、自衛隊とは別個の組織という三党合意とも異なった内容で提出されたものであり、国連協力、国際貢献に名をかりて自衛隊に武器を携帯させ、部隊ごと海外に派遣し武力行使をするPKFにまで参加させようとしている非常に危険な法案であります。それはまさに憲法の名のもとに自衛隊派兵をもくろむ、小沢一郎自民党元幹事長の主宰する小沢調査会の方針に沿ったものとも言わなければなりません。我々は、非軍事、文民、民生の原則のもとに、自衛隊とは別個の組織による武力以外の方法での国際協力が必要とされていると考えております。この方法こそ平和憲法を生かす道であると考え、

我々はその趣旨の法案を対案として提出したところであります。

最後に、政府案に対する国連の了承の中身について明確にされておられませんし、国連のいわゆるSOPにつきましても、委員会での審議に供されておられません。そのほか、審議によってさまざまな問題が明白になりましたし、国連の言う「指揮」と法案の「指図」に見られるように、国連の考えと法案との間にそこがあることがはっきりいたしました。委員会として国連に調査団を派遣するなり、国連の担当者参考人として委員会に招くなり、さもなければ審議の結果明らかになった点を国連に問い合わせるなりすることが、審議を尽くすにはどうしても必要であります。

多くの国民が自衛隊の海外派遣には慎重であるべきだと考えていることは、最近の世論調査によっても明らかになっております。審議を十分尽くさず、審議不十分のまま急ぎ採決に持ち込もうとする態度は、断じて容認できません。我々はむしろ、国民合意を図ることのできない政府案の撤回をここに強く求めまして、政府提出二法案に対する反対の討論を終わります。（拍手）

○林委員長 次に、東祥三君。

○東祥三委員 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました自民党、公明党提案による国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案に対する修正案並びに修正案を除く原案及び国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部改正案に対し、賛成の立場から見解を表明させていただきます。

世界は今、冷戦が終結し新しい平和秩序の構築を目指して大きな変革期を迎えておりますが、いまだ内乱、紛争によってとうとうと生命を落とし、また、生命の危険にさらされている人々がいる国もあります。その意味で、国際社会の平和と安全に關し国連の果たすべき役割はますます大きくなってきております。

我が国は、従来より国連中心主義を掲げてまいりましたが、今こそこの国連を中心とする国際平和

と秩序の確立に向けて世界の国々と協力し、紛争及び紛争の長期化によって悩ま苦しむ人々、国を助けるため、紛争の再発防止、平和の維持に對し、積極的な貢献を果たしていくべきであります。これは我が国憲法の平和主義と国際協調主義に合致するものであると強く確信するものであります。

賛成の第一の理由は、PKOの基本的な性格が、武力行使を目的とした活動ではなく、あくまで国連の権威と説得によって、停戦によって得られた平和を維持し、その基盤を強固にしつつ、再び紛争が起こらないようにするという極めて重要な活動であり、これまで多くの実績を上げてきた活動であるということです。

PKOは、一九四八年以来、約半世紀にわたって八十カ国以上、五十万人を超える人々が参加し、しかも非暴力、非強制、中立を原則として、国際紛争の平和的解決のために多大な役割を果たしてまいりました。一九八八年にはノーベル平和賞も受賞しているものであります。また、最近においては、中立を堅持するために国連に加盟していない永世中立国・スイスにおいても、PKFへの参加も本格的に検討しているものであります。こうしたPKOに我が国が参加することは、極めて有意義であることは言うまでもありません。

第二の理由は、我が国の平和憲法の枠内で行われ、シビリアンコントロールも明確に確保されているということでもあります。

今回の法律案は、平和目的とはいえ、自衛隊を海外に派遣するという点において新しい問題であり、国民の不安もあります。しかし、PKO協力法案においては、参加に当たっての五原則、すなわち、紛争当事者間での停戦の合意、我が国の参加に對する紛争当事者の同意、中立の立場の厳守、これらの原則が崩れた場合の撤収、武器使用は生命防護に限定との五原則が法律に盛り込まれていることは、必要かつ十分な歯どめとして機能するだけでなく、国民の不安を解消する措置が講じられたものであると考えます。

シビリアンコントロール、すなわち文民統制とは、政治の決定に軍が従うということであり、PKO協力法案では、国際慣習であった五原則を法律に盛り込み、政府の行動に厳格な枠をはめたものであり、これこそがシビリアンコントロールそのものであります。

さらに、平和協力隊員の上限を二千名としたこと、国会に對する厳格な報告を義務づけたこともシビリアンコントロールが十分確保されていることとなります。

これらに加えて、PKOの派遣が長期化し、また泥沼化するようなことをチェックする意味から、派遣継続の是非について、一定期間経過した時点で国会が判断する必要があるとの公聴会での公述人の指摘を踏まえ、公明、自民両党の提案で、二年を超え引き続き派遣をする場合には国会の承認を得るものとし、さらに二年ごとに同様の承認を求めるよう政府案を修正いたしました。これによって国会の関与、シビリアンコントロールの強化が一段と明確にされたのであります。

第三に、国際緊急援助隊に自衛隊を参加させることは、これまでの実績に加えてさらに我が国が自然災害等に対する人道的救援活動の強化拡充を図ろうとするもので、我が国の国際貢献に對するより高い評価につながるものと言えます。

今回の法律案によって我が国のPKO参加を可能にし、国際緊急援助隊を拡充することは、我が国の新しい国際貢献に極めて妥当であり、ふさわしいものであることを重ねて申し上げ、私の意見表明を終わります。（拍手）

○林委員長 次に、古堅実吉君。

○古堅実吉委員 私は、日本共産党を代表して、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案及び国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案に對して、反対の討論を行います。

まず最初に、十一月二十七日に自民党と公明党によってなされたいわゆる採決の強行という暴挙に對して、怒りを込めて抗議を表明するものであ

ります。

また、政府が、審議の不可欠な前提である国連文書や防衛庁文書の国会提出を最後まで拒否したこと、強く抗議をするものであります。国連の訓練マニュアルや標準作戦規定は、武力の行使や国連平和維持軍司令官の指揮権、作戦行動などPKFのすべてを規定した公式文書であり、この提出を拒否するなど言語道断であります。武器使用に関する内閣があることを明らかにしながら、その国会提出を拒否したことも同様であります。

また、国会と主権者である国民の目をふさいで違憲の悪法を強行する宮内閣の不当きわまりない態度についても、私は重ねて厳しく糾弾するものであります。

第二は、この法案が日本国憲法に違反した自衛隊海外派兵法案であるからであります。

もともと自衛隊は憲法違反の軍隊であります。徹底した非軍事、平和の境地に立った憲法が、軍事組織である自衛隊による国際貢献を否定していることは言うまでもありません。だからこそ参議院は、憲法の平和原則と九条を確認して、自衛隊の一切の海外出動の禁止を確認する決議を、自民党も含めて全会一致で採択しているものであります。本法律案は、憲法違反、国会決議違反の悪法であり、断じて許されません。

今回の法案は、武装した自衛隊を武力行使を行う軍事組織である国連平和維持軍に参加させる自衛隊の海外派兵法案です。政府は、昨年まで言ってきた武力行使を行う平和維持軍には参加できないという見解も変えて、平和維持軍全体が武力行使を行っても日本部隊が武力行使をしなれば問題がないとか、憲法第九条に言う武力の行使を、国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為の場合など新たな詭弁を持ち出したが、海外派兵を実現させるための憲法のねじ曲げには断固として反対するものであります。

第三に、本法案に盛り込まれたとされる国連平和維持軍参加に当たってのいわゆる五原則も、武装した自衛隊が平和維持軍の武力行使に巻き込ま

れないという歯どめにも全くならないということであります。

一度PKFに参加した以上、自衛隊は、武器、装備の使用も含めて国連の指揮のもとで軍事活動を展開せざるを得ないのであって、日本の判断で勝手に中断、撤収などできないことは明らかです。政府の五原則は実態を無視した詭弁にすぎません。しかも、法案は、戦闘のための装備である迫撃砲や重機関銃などの重火器の携行を可能にしています。これら重火器は部隊として使用する装備であって、その携行を認めた本法案は憲法違反以外の何物でもありません。

第四に、武装した自衛隊を海外派兵することにアジア諸国民が懸念と批判を強めていることを無視してはならないということであります。

アジア諸国民と平和友好関係を築くため、この二つの法案を弄り去ることがアジアに対する侵略戦争を引き起こした日本の歴史的責務なのであります。

最後に指摘したいのは、自衛隊の海外派兵がアメリカの要求に基づいて、日米軍事同盟の機能を世界的規模で発揮させるために実現せようとしていることでもあります。本法案は、国連軍、多国軍参加への道筋ともなるものであって、断じて認められません。

ことしは中国侵略開始六十年、太平洋戦争五十年に当たります。国連の最高機関たる国会が第二次大戦の痛苦の教訓を踏みにじるようなことはいかなる立場からも決して許されるものではありません。自衛隊の海外派兵を実現する本法案の否決こそ、憲法と国民が築き上げてきた平和原則を擁護する唯一の道であることを強く主張して、反対討論を終わります。(拍手)

○林委員長 これにて発言は終わりました。この際、念のため確認をいたします。

まず、和田一仁君提出の国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案に対する修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○林委員長 起立少数。

次に、船田元君外三名提出の国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案に対する修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○林委員長 起立多数。

次に、ただいま確認いたしました修正部分を除いて原案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○林委員長 起立多数。

次に、国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○林委員長 起立多数。

次に、両法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○林委員長 御異議なしと認めます。

よって、国際連合平和維持活動等に対する協力の修正案は少数で否決、船田元君外三名提出の修正案は多数で可決、その修正部分を除いて原案は多数で可決、よって、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案は修正議決され、国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案は多数で可決され、両法律案の委員会報告書の作成は委員長に一任されたことが明確になりました。(拍手)

委員各位には御苦勞さまでございました。本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十八分散会

目次中「第二十四条」を「第二十五条」に、「第二十五条」を「第二十六条」に、「第二十六条・第二十七条」を「第二十七條・第二十八條」に改める。

第六條第二項第二号中「第二十條第一項」を「第二十一條第一項」に改める。

第五章中第二十七條を第二十八條とし、第二十六條を第二十七條とし、第四章中第二十五條を第二十六條とし、第二十四條第二項中「第九條第五項」を「第十條第五項」に、「第二十二條」を「第二十三條」に改め、同條第三項及び第五項から第七項までの規定中「第九條第五項」を「第十條第六項」に改め、同條第八項中「第八條第一項第六号」を「第九條第一項第六号」に改め、第三章中同條を第二十五條とする。

第二十三條第一項中「第九條第一項」を「第十條第一項」に改め、同條第二十四條とする。

第二十二條を第二十三條とし、第十五條から第二十一條までを一条ずつ繰り下げ、第十四條中「第十一條第一項」を「第十二條第一項」に改め、同條を第十五條とする。

第十三條第一項中「第九條第三項」を「第十條第三項」に改め、同條第二項中「第九條第四項」を「第十條第四項」に改め、同條を第十四條とする。

第十二條第八項中「第十六條」を「第十七條」に改め、同條を第十三條とする。

第十一條を第十二條とし、第八條から第十條までを一条ずつ繰り下げ、第七條第一号中「あつたとき」の下に、「(前條第一項(同條第三項)において準用する場合を含む。)」の規定により国会の承認を得なければならない場合を除く。」を加え、同條を第八條とする。

第六條の次に次の一条を加える。

(国会の承認)

第七條 内閣総理大臣は、実施計画が自衛隊の部隊等が第三條第三号イからヘまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務に係る国際平和協力業務を行

うことを内容とするものであるときは、当該実施計画について、当該実施計画に係る國際平和協力業務の開始前に国会の承認を得なければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合は、この限りでない。

2 内閣総理大臣は、前項ただし書の場合には、同項の実施計画に係る國際平和協力業務の開始後最初に召集される国会において、速やかに、当該実施計画についてその承認を得なければならない。

3 前二項の規定は、実施計画について自衛隊の部隊等が行う第三条第三号イからへまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務に係る國際平和協力業務に係る変更があった場合における当該変更後の実施計画について準用する。

國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案に対する修正案（自由民主党及び公明党・国民會議提出）

國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案の一部を次のように修正する。

第六条中第七項を第十項とし、第六項の次に次の三項を加える。

7 自衛隊の部隊等が行う國際平和協力業務であつて第三条第三号イからへまでに掲げるもの又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定めるものについては、当該國際平和協力業務に係る実施計画が決定された日から二年を経過する日を超えて引き続きこれを行おうとするときは、内閣総理大臣は、当該日の三十日前の日から当該日までの間に、当該國際平和協力業務を引き続き行うことにつき国会に付議して、その承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてその承認を求めなければならない。

8 政府は、前項の場合において不承認の議決があつたときは、遅滞なく、同項の國際平和協力業務を終了させなければならない。

9 前二項の規定は、国会の承認を得て第七項の國際平和協力業務を継続した後、更に二年を超えて当該國際平和協力業務を引き続き行おうとする場合について準用する。

第八条第一項第六号中「第六条第七項各号」を「第六条第十項各号」に改める。

國際平和協力等に関する特別委員會議録
第一号中正誤

ページ 段 行 誤		正
四	一 末 議論も	議論をも
四	二 命べて	命じて
五	一 六 想定	規定
三	一 三 定保条約	安保条約